

# 長野県警察の組織再編整備計画



平成21年9月

長野県警察本部

## 目 次

---

第 1	組織再編整備の趣旨	1
第 2	組織再編整備の背景	2
1	社会情勢の変化	
2	厳しい治安情勢	
3	県民の不安感の高まり	
4	警察に対する要望の増大	
5	警察組織の高齢化と大量退職時代の到来	
第 3	県警察の取組み	6
1	警察官の増員	
2	現場への人員のシフトと業務の見直し	
3	その他の取組み	
第 4	県警察組織の課題	8
1	警察署の課題	
(1)	市町村の区域との不整合	
(2)	小規模警察署の体制の脆弱性	
(3)	業務負担格差の拡大	
2	交番・駐在所の課題	
(1)	小規模交番・駐在所の体制の脆弱性	
(2)	地域コミュニティの区域との不整合	
(3)	業務負担格差の拡大	
3	警察本部の課題	
(1)	執行隊の体制の強化等	
(2)	警察官の能力の向上	
(3)	業務の合理化と効率化	
第 5	警察署再編整備の内容	14
1	基本方針	
(1)	市町村の区域等との整合に関する原則	
(2)	体制の強化に関する原則	
2	見直しの内容	
(1)	警察署の見直し	
ア	丸子警察署、望月警察署の一部（旧北御牧村）及び上田警察署を統合し、 新上田警察署を設置	
イ	望月警察署（旧北御牧村を除く）、南佐久警察署及び佐久警察署を統合し、 新佐久警察署を設置	

ウ	岡谷警察署で管轄している辰野町を伊那警察署の管轄に変更	
(2)	東御市への警察署の配置についての検討	
ア	検討の経緯	
イ	結論	
(3)	その他の警察署	
3	不断の検証	
第6	交番・駐在所再編整備の内容	36
1	基本方針	
2	見直しの基本的方向性	
(1)	交番	
ア	体制の強化	
イ	交番の所管区と地域コミュニティの区域との整合	
ウ	市街地周辺駐在所の統合と交番の配置	
(2)	駐在所	
3	見直しの手順	
第7	警察本部再編整備の内容	39
1	地域部門の機能の強化	
(1)	地域部の新設	
(2)	警察本部自動車警ら隊の充実	
2	運転免許証の即日交付の推進	
3	警察本部執行隊の強化と効率的・効果的運用	
結 び		40
資 料		
資料1	全国の警察署、交番・駐在所の設置状況	
資料2	警察署の活動	
資料3	警察署別警察官の業務負担等の状況	
資料4	見直し後の22警察署別警察官の業務負担等の状況	
資料5	依田窪・川西・南佐久庁舎で取り扱う主な届出・許可事務等	

## 第1 組織再編整備の趣旨

現行警察法が施行されてから半世紀以上が経過し、その間、長野県内では、高速道路や新幹線等の高速交通網の整備、都市化・国際化の進展等により社会情勢が大きく変容し、治安情勢も大きく変化しています。

このような中、県内における犯罪の発生は、平成3年以降増加の一途をたどり、13年には戦後最多の約3万5,000件を記録しました。県警察では、警察官の増員等により警察基盤を強化するとともに、市町村を始め関係機関や県民の方々と協働して犯罪の抑止対策を進めた結果、20年には約2万1,000件とピーク時に比べて約4割(約1万4,000件)抑止することができました。

しかしながら、県内の事件事故の発生は“水と安全はタダ”と言われていた昭和40年代と比較すると高い水準にあることに加え、近年、振り込め詐欺やストーカー・DV(ドメスティック・バイオレンス)・児童虐待等の新たな治安事象が次々と発生していることなどから、現在の県警察の組織のままでは、近い将来、発生する事案の処理に追われ、県民の安全・安心を守るための行き届いた活動を行う余裕がなくなるおそれがあります。

このため、県警察では、県民の安全・安心を守るために必要な防犯活動や交通安全活動などを地域住民の方々と連携しながら進めており、従来にも増してこれらの方々との連携を強化していく方針ですが、平成の大合併により警察署の管轄区域と市町村の行政区域等が整合しなくなり、住民との連携に支障を来す場合も生じています。

さらに、県警察は、警察署の配置や管轄区域について昭和47年と平成14年に見直しを行った以外には見直しを行っておらず、治安情勢の変化に伴い、都市部の警察署の負担が大きく増える一方、夜間・休日に勤務する署員が3人ないし4人に止まるなど、地域の安全を確保するには警察力が不足していると言わざるを得ない小規模の警察署を抱えるに至っています。

交番・駐在所についても、「パトロールを強化してほしい」及び「交番には警察官が常時いてほしい」という一見すると相容れない県民のご要望に可能な限り応えていく必要があります。

こうした社会情勢や治安情勢の変化に的確に対応するためには、警察署と交番・駐在所の配置や管轄区域について見直しを行い、限られた人員・体制を最大限に活用しつつ警察力の強化を図ることが不可欠となっています。

県警察では、このような組織の見直しを独自の判断で行うことなく、広く県民のご意見を伺いながら進めていくこととし、20年6月以降、県内の有識者8名からなる「長野県警察組織のあり方を考える懇話会」(以下「あり方懇話会」という。)において、警察署、交番・駐在所の視察を含めて8回にわたり、県民のお立場から警察組織のあり方について審議を重ねていただきました。

本年2月6日には、あり方懇話会から意見書の提出を受け、これを基本的な指針として長野県警察の組織再編整備計画(案)を策定し、5月12日公表しました。同案公表後は、31日間にわたってパブリックコメントを行うとともに、7月末までに県警察による住民説明会等を72回、延べ約3,000人を対象に実施してまいりました。

県警察では、パブリックコメントや住民説明会等を通じて県民の皆様からいただいた貴重なご意見等を踏まえ、このたび長野県警察の組織再編整備計画(案)の成案を策定しました。

## 第2 組織再編整備の背景

### 1 社会情勢の変化

県内の社会情勢は、高速道路や新幹線等の高速交通網の整備、都市部への人口集中、少子高齢化、深夜営業店の増加等に伴う生活の24時間化、携帯電話・インターネットの普及等により大きく変わりました。

また、平成の大合併により120市町村が平成21年8月末現在で80市町村に再編され、市町村の区域が変化したほか、市町村が相互に連携して広域連合単位で進める施策も増えています。

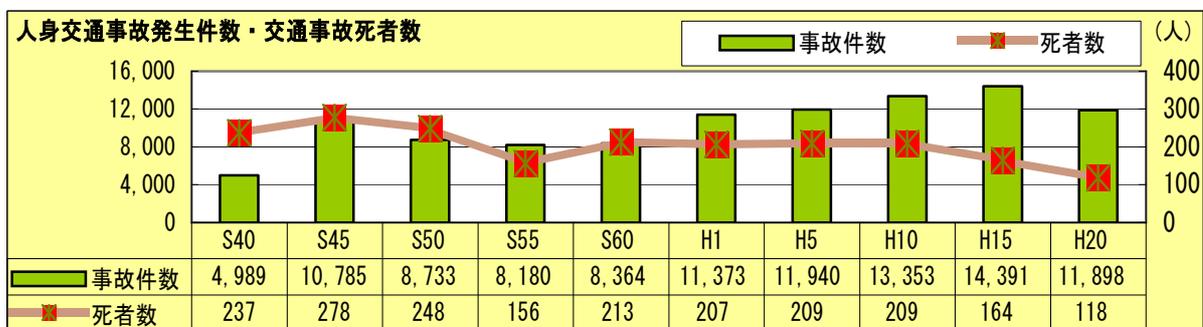
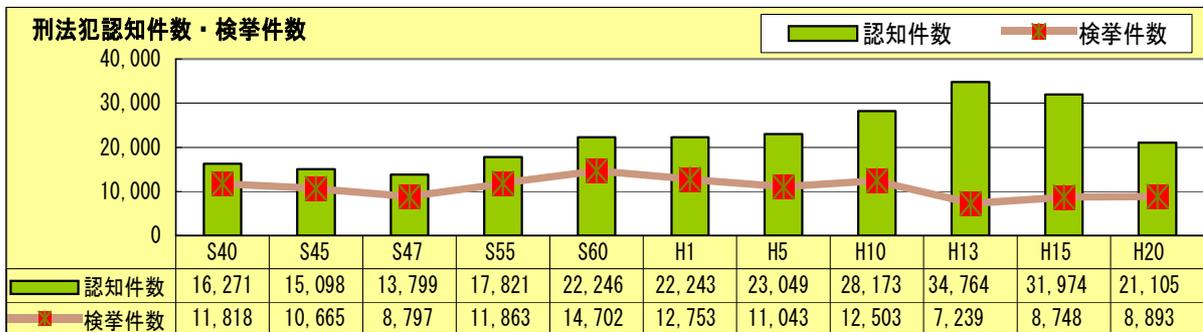
### 2 厳しい治安情勢

平成20年の長野県内における事件事故の件数を、“水と安全はタダ”と言われていた昭和40年代の最も事件事故が少なかった年と比較すると、

- 刑法犯認知件数は、昭和47年当時の約1.5倍
- 交通人身事故の発生件数は、昭和40年当時の約2.4倍

に増加しています。

ちなみに、刑法犯認知件数は、平成13年に戦後最多の約3万5,000件を記録した後、14年から7年連続して減少しているものの、依然として高水準で推移しており厳しい状況です。



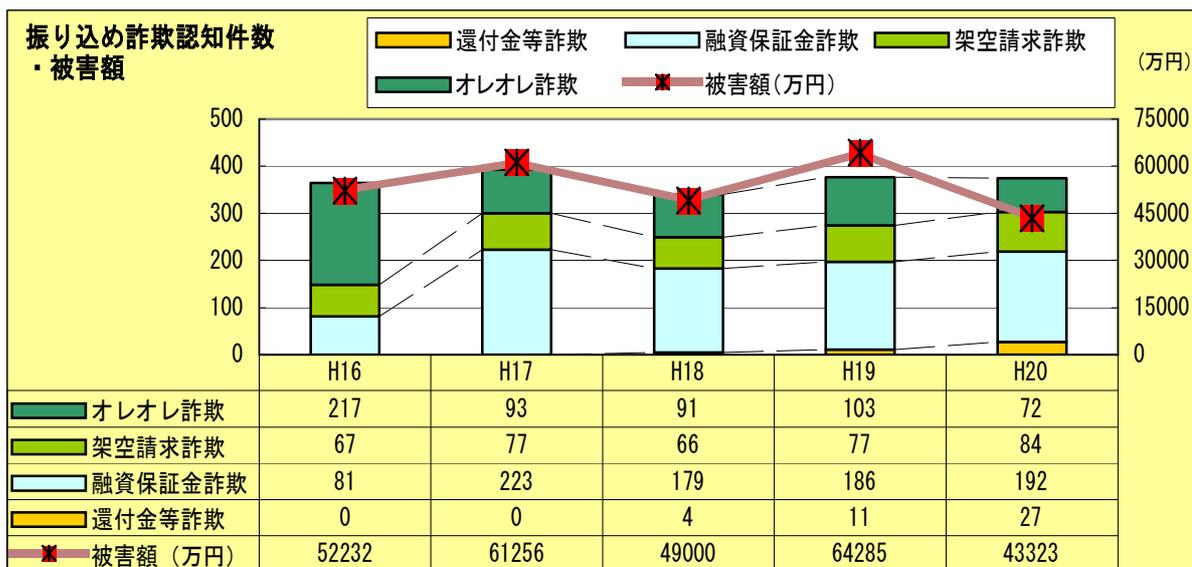
### 3 県民の不安感の高まり

社会情勢の変化とともに、県民の身近で、インターネットを悪用した詐欺や不正アクセス等のサイバー犯罪、振り込め詐欺、子どもに対する声かけ事案、さらにはス

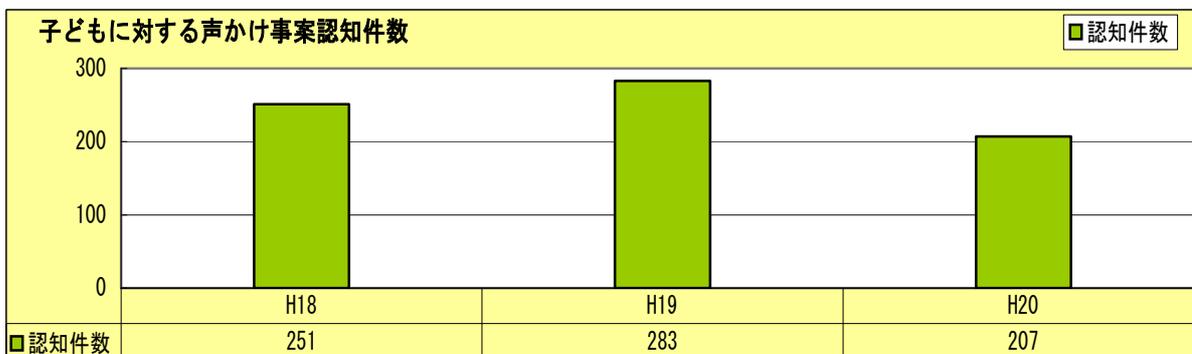
トーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）・児童虐待等の事案が発生しており、治安に対する県民の不安感が高まっています。

平成20年度県政世論調査によれば、最近5年間の治安情勢に関する認識について「悪くなった」と答えた人が全体の57.1%（21年度調査では、56.1%）に上り、県民の半数以上が治安に何らかの不安を感じています。

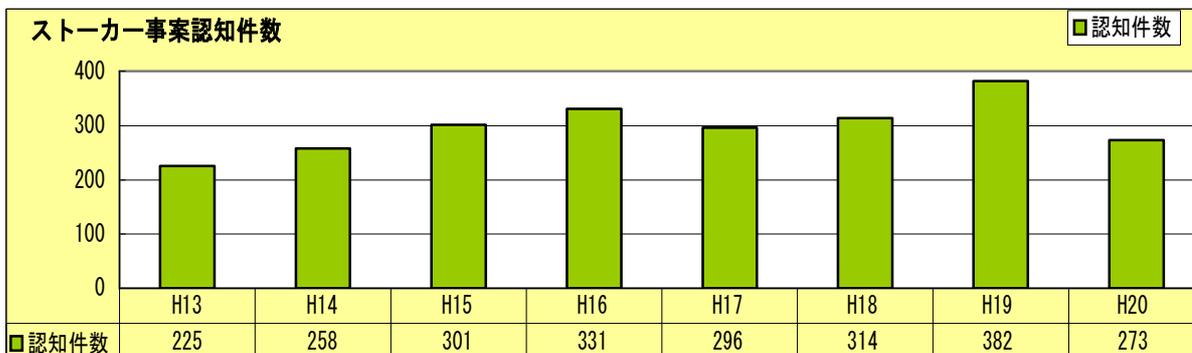
こうした県民の意識を踏まえ、県警察ではパトロール、犯罪捜査、犯罪被害者支援、相談・苦情対応等に多くの警察力を投入しています。



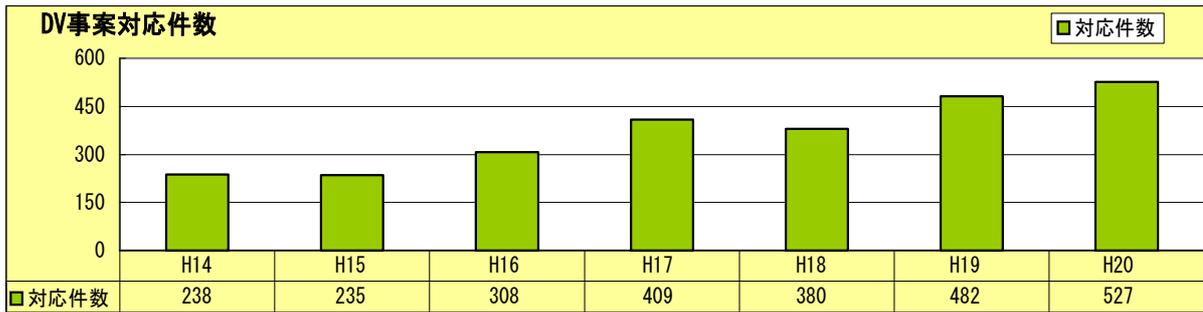
(平成16年から集計)



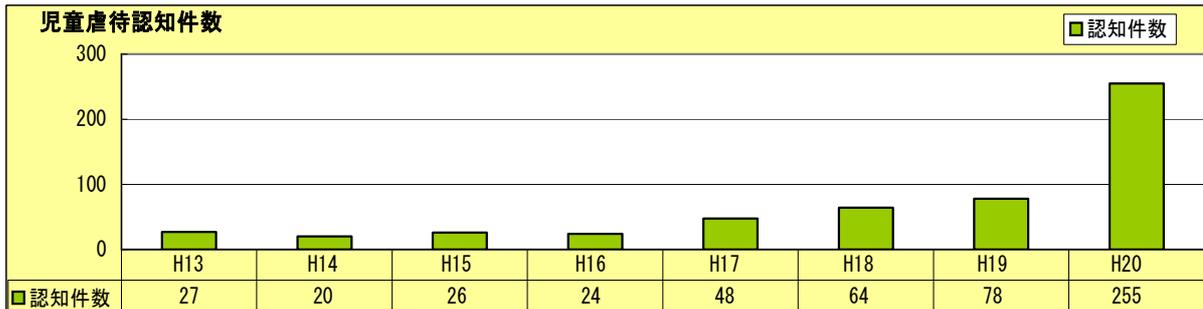
(平成18年から集計)



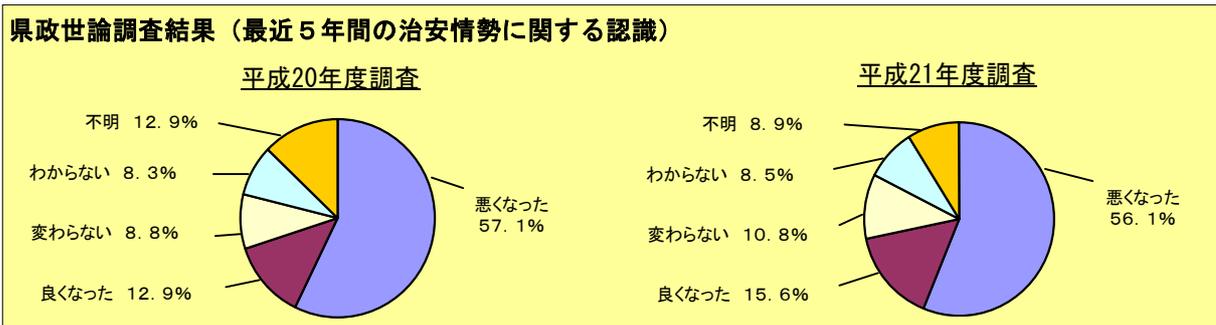
(平成12年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定後から集計)



(平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定後から集計)



(平成12年「児童虐待の防止等に関する法律」の制定後から集計)

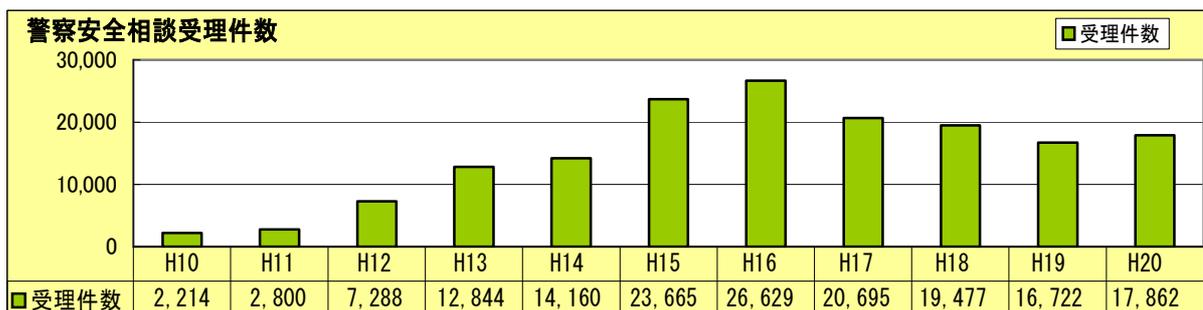


(平成20年度・21年度「県政世論調査」による。)

#### 4 警察に対する要望の増大

都市型社会の進展、核家族化、少子高齢化等により社会の有様が大きく変わり、これまで地域社会が伝統的に有していた問題解決機能や犯罪抑止機能が低下したことから、事件に至らない事案の解決が警察に委ねられる例が増えています。

これらの事案には警察官が直接現場に赴いて対応しなければ解決できないものも多くありますが、事件事故への対応に追われる警察がこれらの事案について十分な措置を講ずることが年々困難となりつつあり、特に警察署の態勢が手薄になる夜間における対応が難しくなっています。



## 5 警察組織の高齢化と大量退職時代の到来

県警察の警察官の年齢分布をみると、その概ね3人に1人が50歳代となっているほか、平成19年度末から10年間にわたり毎年100人を超える警察官が退職していく大量退職時代を迎えています。

この間、県警察では毎年100人を超える警察官を採用することとなりますが、この人数は小規模警察署3署の署員数に匹敵するものであり、採用者に対し、警察学校で行う初任科教養の期間中は多数の警察官を現場に配置できなくなります。

警察業務はマンパワーに多くを頼っており、ベテラン警察官の大量退職は警察力の大きな低下につながるおそれがあることから、若手警察官の早期戦力化を図るとともに、通信指令や交通管制システムの高度化等、警察力の質的強化を図るなどし、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要があります。

### 第3 県警察の取組み

県警察では、良好な治安を確保するため、治安情勢に対応した各種活動を県民とともに展開するとともに、警察力の強化に向けて各種施策に取り組んできました。

#### 1 警察官の増員

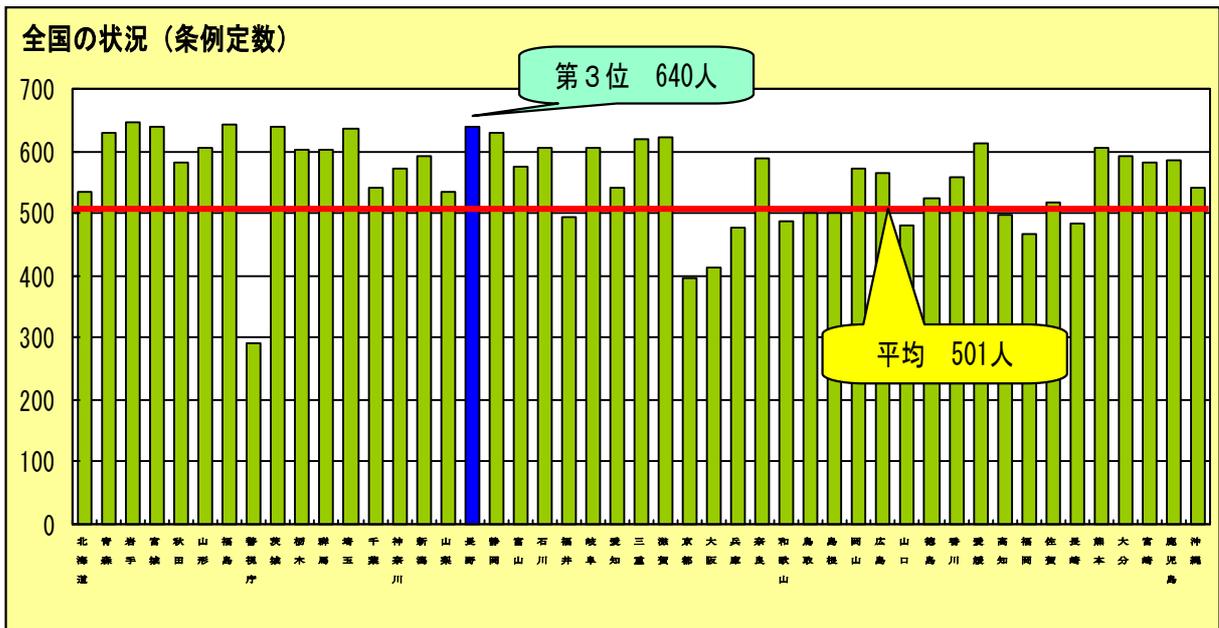
県警察では、税収入の減少等に伴い財政が厳しさを増す中においても、国及び県に対し必要な警察官の増員を要請してきました。

その結果、平成14年度から20年度までの間に合計282人の警察官が増員されました。さらに、21年度には、これまでの増員で措置されておらず、かつ、緊急に対策が必要な「子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化」等に充てる警察官21人が増員されました。

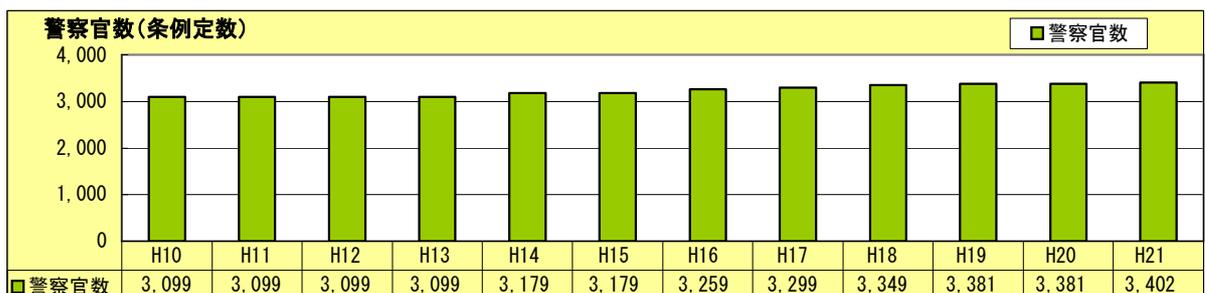
しかし、警察官一人当たりの負担人口（注1）は、全国平均の501人を大きく上回る640人で、全国第3位の高い負担となっています。

（注1） 警察官数は、平成21年4月1日現在の条例定数です。

人口は、平成20年3月31日現在の総務省自治行政局「住民基本台帳人口要覧」によります。



（平成21年4月1日現在）



（平成21年4月1日現在）

## 2 現場への人員のシフトと業務の見直し

県警察では、限られた人員で厳しい治安情勢に対処するため、

- 警察本部のデスク担当職員の削減
- 事件事故の取扱件数が多い警察署への警察官の配置転換
- 交番相談員や警察安全相談員等の警察官以外の非常勤職員の増強配置

等を推進し、警察署の現場部門に職員を手厚く配置し、体制の強化を図ってきました。

また、仕事のムダを省き効率を上げるための業務の見直しを進め、県民のニーズに迅速に対応するための現場執行力の強化を図っています。

## 3 その他の取組み

県警察では、大量退職・大量採用時代に際して警察本部に「警察職員採用センター」を設置し、優秀な人材を確保するとともに、専門的な知識・技能を有する退職者を再任用するなど、現場執行力の維持・向上に努めています。

また、通信指令システムを高度化するなど、現場の警察業務を支援する各種システムや装備資機材の充実を図っています。

## 第4 県警察組織の課題

県警察では、第3（6ページ～7ページ）のとおり、警察力の強化に必要な各種対策を講じていますが、今後も警察官の増員を始めとする治安基盤の強化が必要です。

しかしながら、国及び県の財政が極めて厳しい状況にあり、警察官の増員が容易でないことから、限られた人員を有効に活用して警察力の維持・強化を図るため、あり方懇話会の意見書を踏まえ、早急に警察組織の再編整備を行う必要があります。

### 1 警察署の課題

#### (1) 市町村の区域との不整合

治安の確保には県民の協力が必要不可欠であり、各地域において住民と協働した防犯活動、少年非行防止活動、交通安全活動等を効果的に進めることが不可欠ですが、そのためには、警察業務が特に多い大都市部を除き、市町村の区域を基本とした一体性のある地域を一警察署が管轄することが望ましいと考えられます。また、本県において広域連合の枠組みの中で関係市町村が協議して各種施策が進められていることにかんがみれば、警察署の管轄区域は、広域連合の区域とも整合性を保つことが望ましいと考えられます。

しかし、平成の大合併により県内においても市町村合併が進み、一つの市を複数の警察署が管轄し、あるいは一警察署が複数の広域連合にまたがる地域を管轄することとなったため、地域住民と警察が一体となった各種活動、あるいは警察署ごとに組織されている交通安全協会や防犯協会等の活動に支障が生じています。



（平成21年4月1日現在）

#### (2) 小規模警察署の体制の脆弱性

本県は、面積が広い上集落が分散していることから、署員数が100人に満たない中小規模の警察署が多く置かれています。このことは警察力の運用を非効率なものにし、県警察全体の組織運営に影響を及ぼしています。

本県の一警察署当たりの管内人口は約8万7,000人で、本県とほぼ同じ人口を有する福島県、栃木県、群馬県及び岐阜県の平均約9万3,000人よりも少ない状況です。

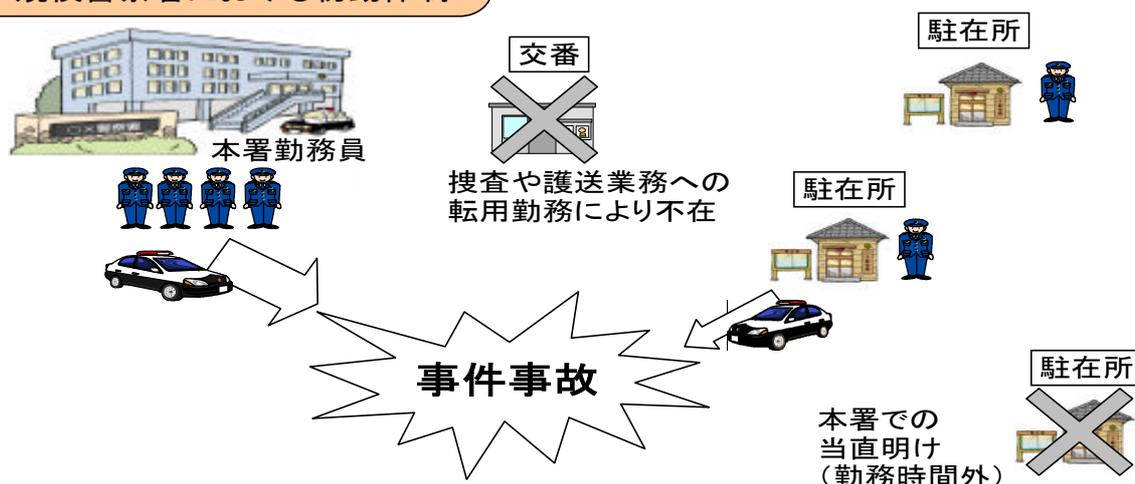
また、本県の都市部で最大規模の交番が受け持つ人口は約4万人ですが、この数を下回る人口を管轄する警察署は6署もあります。

ところで、警察署には、警察署としての機能を果たすため、業務の多寡に関係なく署長、副署長（次長）、課長、総務係、会計係、留置管理係等に人員を配置しなければならないことから、小規模警察署では交番勤務員や捜査員などの現場部門の体制が弱く、特に夜間におけるパトロールや初動警察活動に必要な体制が脆弱となっています。

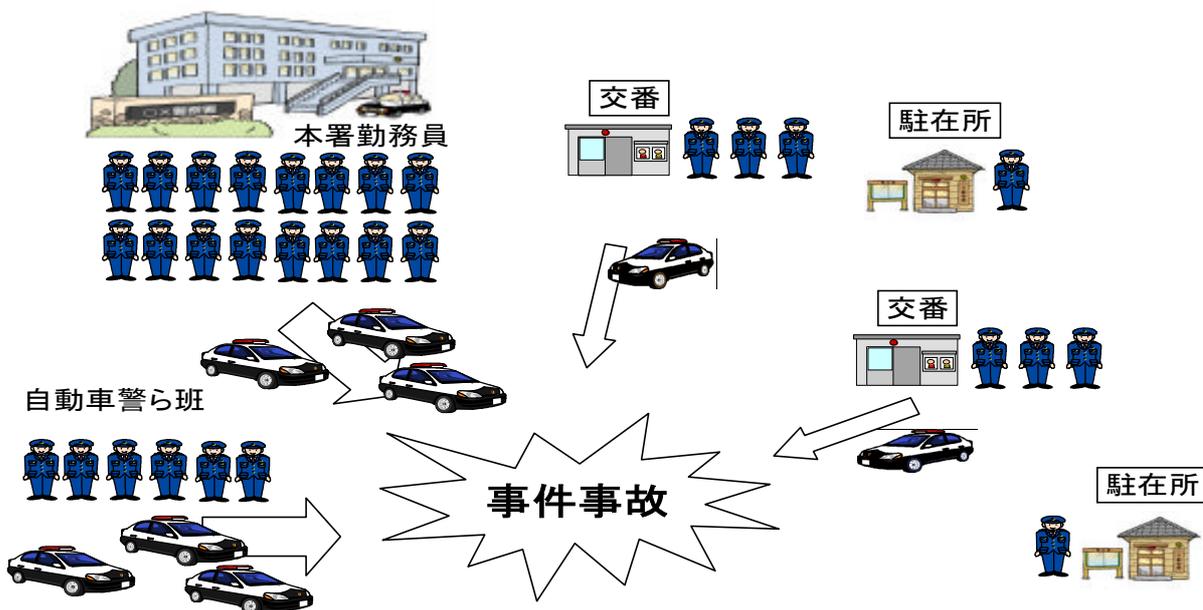
しかも、これらの警察署では、捜査係や留置管理係の体制が弱いため、交番・駐在所の勤務員が頻りに捜査や被留置者の護送に従事せざるを得ず、その間、交番・駐在所の勤務員の不在状態を招いています。

小規模警察署では、事件事故の取扱いが少なく、署員一人当たりの業務負担も少ないことから、どうにか警察署としての役割を果たしているものの、交通網が未発達で生活圏が一定の区域内に限定され、かつ、発生する事件事故の形態も単純であった時代とは異なり、警察事象が広域化、スピード化、複雑化している現在では、警察署のパトロール活動や初動警察活動の体制を強化することが急務です。

### 小規模警察署における初動体制



### 大規模警察署における初動体制



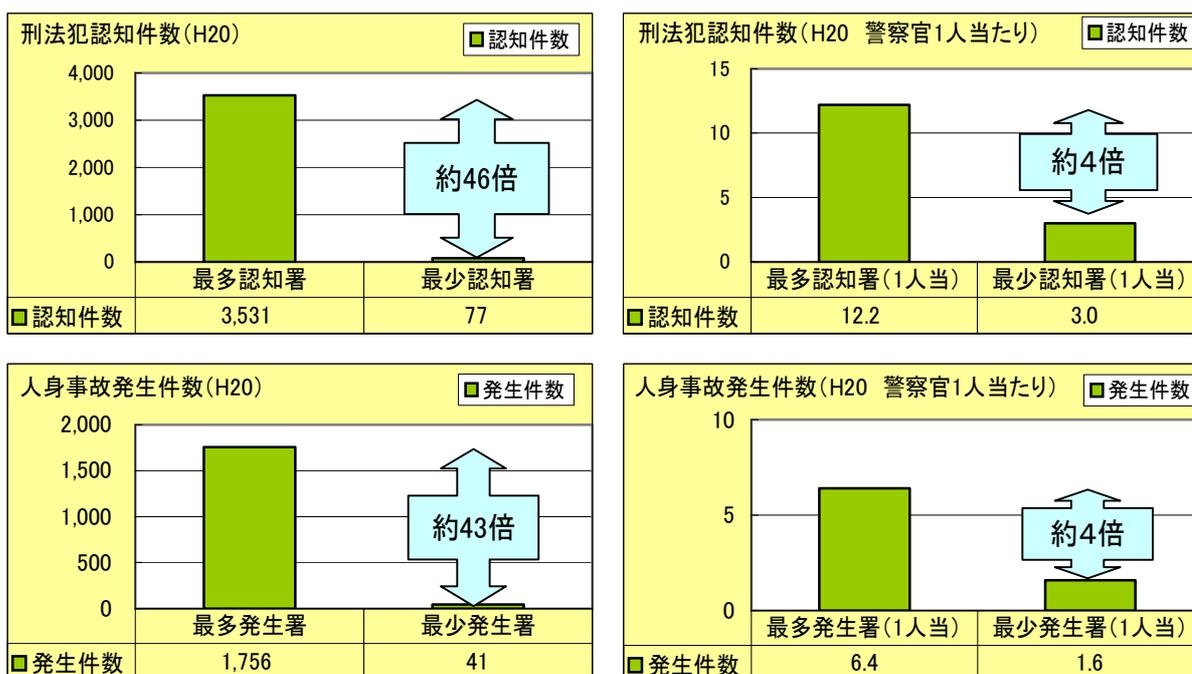
### (3) 業務負担格差の拡大

高速交通網の整備や都市部への人口集中等により、長野市、松本市、上田市、飯田市等を中心に警察業務が著しく増えていることから、これらの都市を管轄する警察署に警察官を増強配置する必要がありますが、現下の財政状況の下では警察官の大幅な増員は困難であり、十分な手当ができていません。

一方、都市部以外の小規模警察署では、都市部を管轄する警察署と比べて業務負担は軽くなっています。

平成20年中の刑法犯認知件数について、業務負担が最も多い署と少ない署を比較すると約46倍、人身交通事故の取扱いについては約43倍もの格差が生じています。これを署員（警察官）一人当たりで見ると、いずれも約4倍の格差となっています。また、都市部交番の管内における刑法犯認知件数をみると年間約500件の発生がありますが、これより認知件数が少ない警察署は9署もあります。

限られた人員で県下全域にわたって迅速・的確な警察活動を行うためには、こうした警察署の業務負担の格差を可能な限り小さくする必要があります。



## 2 交番・駐在所の課題

### (1) 小規模交番・駐在所の体制の脆弱性

県民の治安への不安感が高まる中、地域住民の方々から交番・駐在所に対して「パトロールを強化してほしい」及び「いつでも交番にいてほしい」という一見すると相容れないご要望が数多く寄せられています。

事件事故の増加に伴い交番・駐在所の警察官が捜査や護送に従事する機会が増えていることが、交番・駐在所の勤務員の不在状態を生じさせる要因の一つですが、本県に特有の要因として、市街地における地域コミュニティの区域が拡大しているにもかかわらず、従来の町村や自治会の区域ごとに設置されていた小規模な交番・

駐在所が存続しているため、交番・駐在所の勤務員が相対的に少なくなっていることが挙げられます。

勤務員7人以下の交番は県下全交番の6割弱を占めていますが、例えば勤務員7人の交番の場合、夜間の当直時間帯の勤務員は平均2人程度(昼間は3人～5人)となります。とりわけ、勤務員が7人に満たない交番では当直勤務員が1人になることがあるため、近隣の交番・駐在所とのブロック運用(注2)でなければパトロールや事件事故の処理を行うことができません。

また、駐在所は、原則として日勤制(注3)で運用しており、夜間及び休日の体制が十分でなく、夜間等に事件事故が発生した際は、隣接の交番や警察署の勤務員が対応しています。

このような状態を改善するためには、市街地及びその周辺の交番・駐在所を統合して交番等の勤務員の数を増やす必要があります。

(注2) ブロック運用とは、勤務員の少ない交番が近隣の交番・駐在所と共同でパトロール、事件事故の対応に当たる運用です。ただし、ブロック運用の拠点となる交番の体制は強化されますが、その他の交番・駐在所はその間、勤務員が不在となります。

(注3) 日勤制とは、月曜日から金曜日までの平日に午前8時30分から午後5時15分まで勤務する勤務形態をいいます。

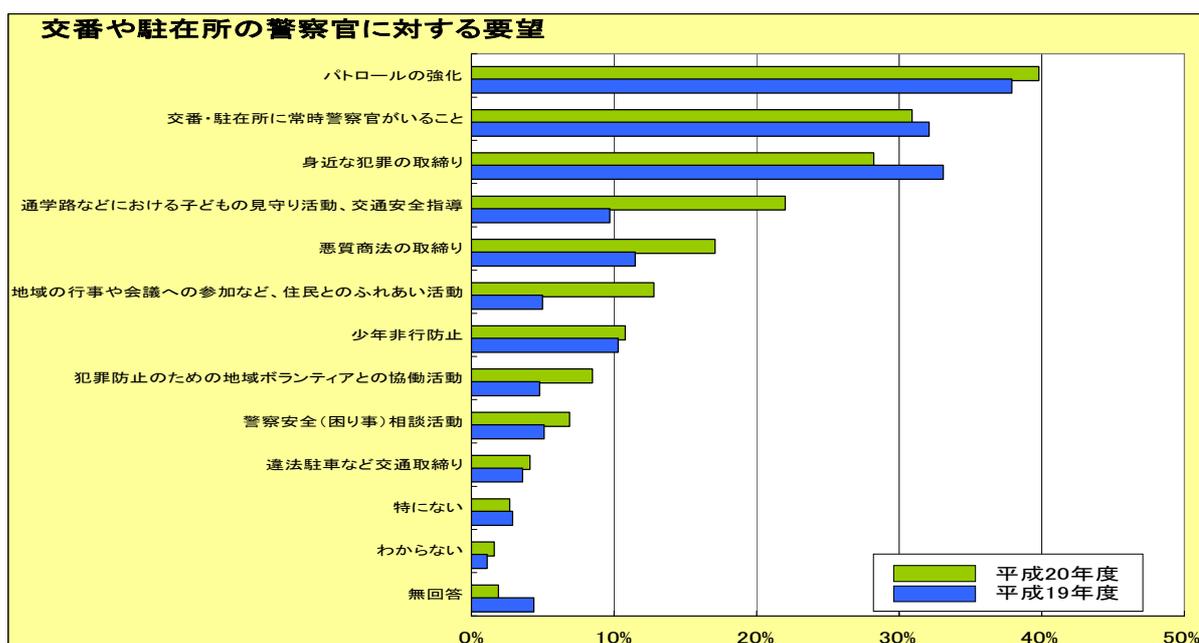
#### 【県下の交番・駐在所数の変遷】

- 昭和29年(12市、34町、282村) 90交番、403駐在所
- 平成21年(19市、25町、36村) 88交番、170駐在所(注4)

#### 【勤務員数別交番の配置状況】

- 勤務員10人以上の交番 17交番(19.3%)
- 勤務員7人～9人の交番 51交番(58.0%)
- 勤務員6人以下の交番 20交番(22.7%)

(注4) 駐在所170箇所は、市に98箇所、町に29箇所、村に43箇所配置されています。



(平成19年度・20年度「県政世論調査」による。)

## (2) 地域コミュニティの区域との不整合

(1)のとおり、複数の交番が一つの地域コミュニティを分担して所管するケースが多いため、住民と協働した防犯活動や交通安全活動等に支障を来しています。

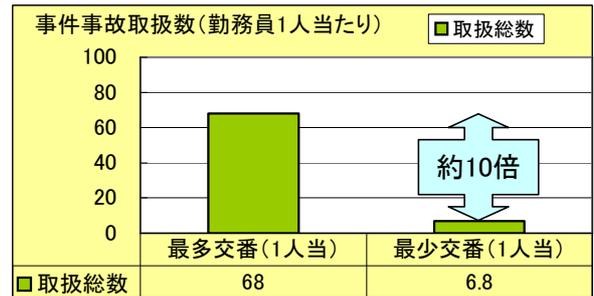
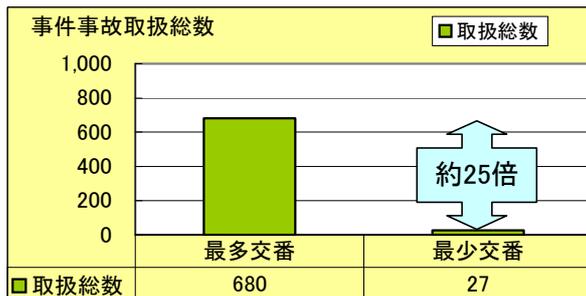
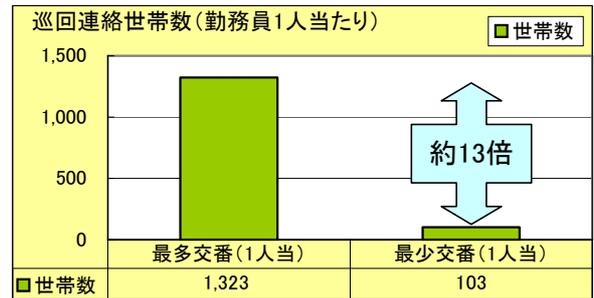
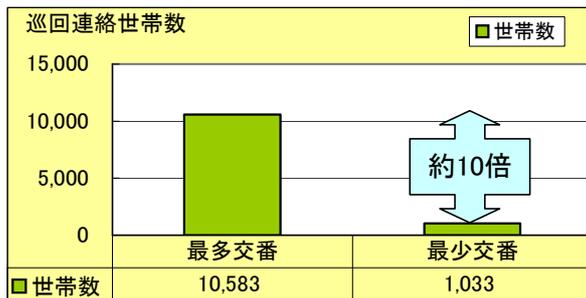
このような状態を改善するためには、交番・駐在所の所管区を地域コミュニティの区域と整合させる必要があります。

## (3) 業務負担格差の拡大

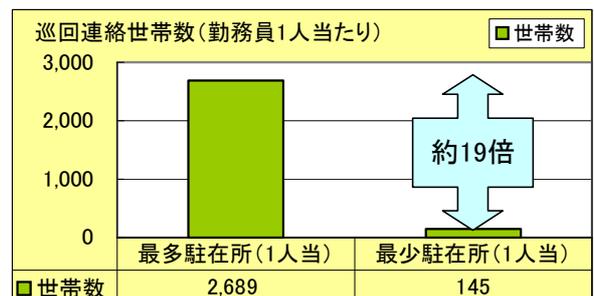
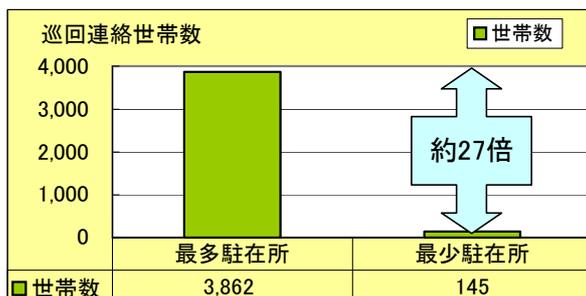
都市部への人口集中や大型小売店の相次ぐ郊外への進出等を背景として、人や車が多く集まる地域に犯罪や交通事故の発生が偏り、交番・駐在所の業務負担に大きな格差が生じています。例えば、平成20年中における交番勤務員一人当たりの負担世帯数を比較すると、最多の交番で1,323世帯、最少の交番で103世帯となっており、約13倍の格差があります。また、勤務員一人当たりの事件事故取扱数については、最大で約10倍もの格差が生じています。

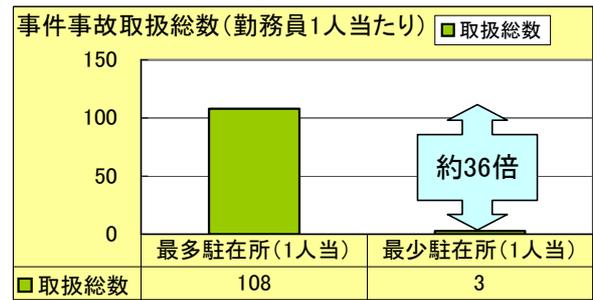
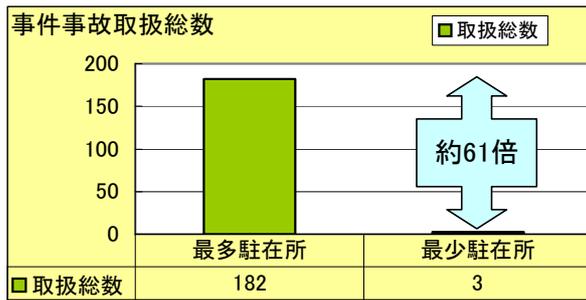
このことは駐在所についてもほぼ当てはまり、特に市街地周辺の人口急増地域を所管する駐在所は、多発する事件事故に十分に対応することができないことから、周辺の交番・駐在所と統合し、対応能力を向上させる必要があります。

### 【交番】



### 【駐在所】





### 3 警察本部の課題

#### (1) 執行隊の体制の強化等

犯罪の悪質・巧妙化、広域化、スピード化、国際化などが進む中、警察署の管轄区域を越えた犯罪が多発するとともに、警察署単位の対応に限界が生じていることから、自動車警ら隊、機動捜査隊、航空隊等の警察本部執行隊の体制等を強化して、警察署への支援を充実するとともに、治安情勢に応じ、迅速・的確に警察力を投入する必要があります。

#### (2) 警察官の能力の向上

県下の治安を維持していくためには、現場執行力の向上が何よりも重要です。特に、警察署の定員の約4割を占め、交番・駐在所で勤務している地域警察官の能力向上が急務です。

#### (3) 業務の合理化と効率化

あり方懇話会の意見書（10ページ）に掲げられているように、警察がその責務を全うするためには、今後、警察業務の一層の効率化を図ることが重要ですが、そのためには、県民の利便性に配慮しつつ集約できる事務については集約・統合する必要があります。

特に、運転免許証の更新等の業務については、現在、2つの運転免許センター、23の警察署、4の交番で行っていますが、平成20年中、運転免許証の更新を行った県民の約55%が、運転免許証の即日交付を日曜日にも行っている運転免許センターを利用しておられることから、県警察では、同事務について県民の利便性を向上させる観点から集約化を図るべく検討することとしています。

## 第5 警察署再編整備の内容

### 1 基本方針

地域の犯罪抑止力を高めるため地域住民との協働を円滑に進めるとともに、夜間・休日においても事件事故に対して初期的段階から迅速・的確な対応を行うことができる警察署の体制を確立するため、次の2つの原則により、警察署の配置と管轄区域を見直します。

#### (1) 市町村の区域等との整合に関する原則

長野市を管轄する警察署を除き、警察署の管轄区域と市町村及び広域行政圏の区域との整合を図ります。

##### 【管轄区域が市町村の区域と整合していない警察署】

- 長野中央警察署、長野南警察署 → 長野市を分担して管轄
- 上田警察署、丸子警察署 → 上田市を分担して管轄
- 上田警察署、望月警察署 → 東御市を分担して管轄
- 望月警察署、佐久警察署、南佐久警察署 → 佐久市を分担して管轄

##### 【管轄区域が広域行政圏の区域と整合していない警察署】

- 望月警察署 → 上田地域広域連合（東御市）と佐久広域連合（佐久市及び北佐久郡立科町）にまたがる地域を管轄
- 岡谷警察署 → 諏訪広域連合（岡谷市）と上伊那広域連合（辰野町）にまたがる地域を管轄

#### (2) 体制の強化に関する原則

警察署の当直体制が一当直勤務当たり6人に満たない小規模警察署は、事件事故の発生が一度に集中した場合、迅速に対応することが困難であるため、次に掲げる地域を管轄していることを理由として引き続き配置する警察署を除き、隣接警察署と統合します。

- ① 警察本部や隣接警察署からの距離、所要時間、管轄区域の広さ等の地理的状況からみて事案発生時の対応に間隙を生じるおそれが大きい地域
- ② 毎年一定の時季に観光客が多数滞在するなどの事情があり、その間相当数の警察職員を常駐させておく必要がある地域
- ③ 新幹線の延伸等の高速交通網の整備が予定され、それにより治安情勢が大きく変化することが予想されるため、今後の推移を見極めた上で見直しを検討する必要がある地域

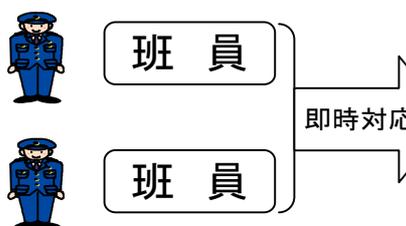
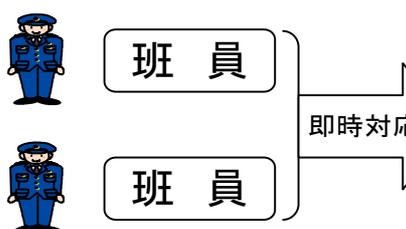
##### 【当直体制が一当直勤務当たり6人に満たない小規模警察署】

- 飯山警察署（警察官数46人、当直体制4人）

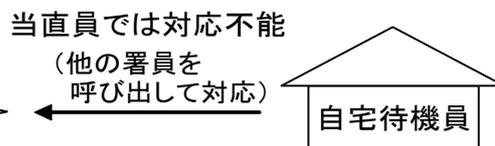
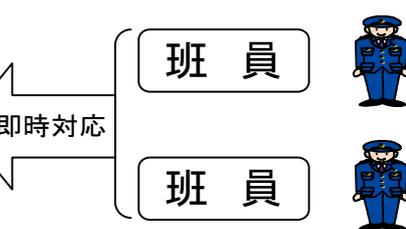
- 丸子警察署 (警察官数39人、当直体制4人)
- 望月警察署 (警察官数35人、当直体制4人)
- 小諸警察署 (警察官数56人、当直体制5人)
- 軽井沢警察署 (警察官数45人、当直体制5人)
- 南佐久警察署 (警察官数52人、当直体制4人)
- 駒ヶ根警察署 (警察官数50人、当直体制5人)
- 阿南警察署 (警察官数26人、当直体制3人)
- 木曾警察署 (警察官数51人、当直体制5人)

### 警察署当直体制の比較

#### 6人当直の場合



#### 4人当直の場合



事件事故の捜査指揮  
事件手配

電話や来署者への対応  
・警察安全相談の受理  
・遺失届の受理 等

事件事故

事件事故

自宅待機員

## 2 見直しの内容

平成22年4月に、県下警察署の総数を25から22にするとともに、岡谷警察署及び伊那警察署の管轄区域を見直します。

この見直しにより、県下全域を通じて、警察署の警察官を従来よりも多く街頭に出せるようになるほか、警察官をより多く必要とする地域に警察官を配置することができるようになります。

### 【見直し後の警察署の名称及び管轄区域】

- 長野中央警察署  
上水内郡 長野市 (長野南警察署の管轄する区域を除く。)
- 飯山警察署  
下高井郡のうち木島平村及び野沢温泉村 下水内郡 飯山市

- 中野警察署  
下高井郡のうち山ノ内町 中野市
- 須坂警察署  
上高井郡 須坂市
- 長野南警察署  
長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島及び若穂保科の区域を除いた区域の  
犀川の南の区域
- 千曲警察署  
埴科郡 千曲市
- 上田警察署  
小県郡 上田市 東御市
- 小諸警察署  
小諸市
- 佐久警察署  
北佐久郡のうち立科町及び御代田町 南佐久郡 佐久市
- 軽井沢警察署  
北佐久郡のうち軽井沢町
- 茅野警察署  
諏訪郡のうち富士見町及び原村 茅野市
- 諏訪警察署  
諏訪郡のうち下諏訪町 諏訪市 岡谷市のうち諏訪市と岡谷市との境界線と諏訪  
湖の湖岸との交点から下諏訪町と岡谷市との境界線と諏訪湖の湖岸との交点まで引  
いた直線の東の区域（注5）
- 岡谷警察署  
岡谷市（諏訪警察署の管轄する区域を除く。）
- 伊那警察署  
上伊那郡のうち辰野町、箕輪町及び南箕輪村 伊那市
- 駒ヶ根警察署  
上伊那郡のうち飯島町、中川村及び宮田村 駒ヶ根市
- 飯田警察署  
下伊那郡のうち松川町、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、喬木村、豊丘村及び  
大鹿村 飯田市
- 阿南警察署  
下伊那郡のうち阿南町、下條村、売木村、天龍村及び泰阜村
- 木曽警察署  
木曽郡
- 塩尻警察署  
東筑摩郡のうち朝日村 塩尻市（松本警察署の管轄する区域を除く。）
- 松本警察署  
東筑摩郡のうち波田町及び山形村 松本市 塩尻市のうち松本空港の区域

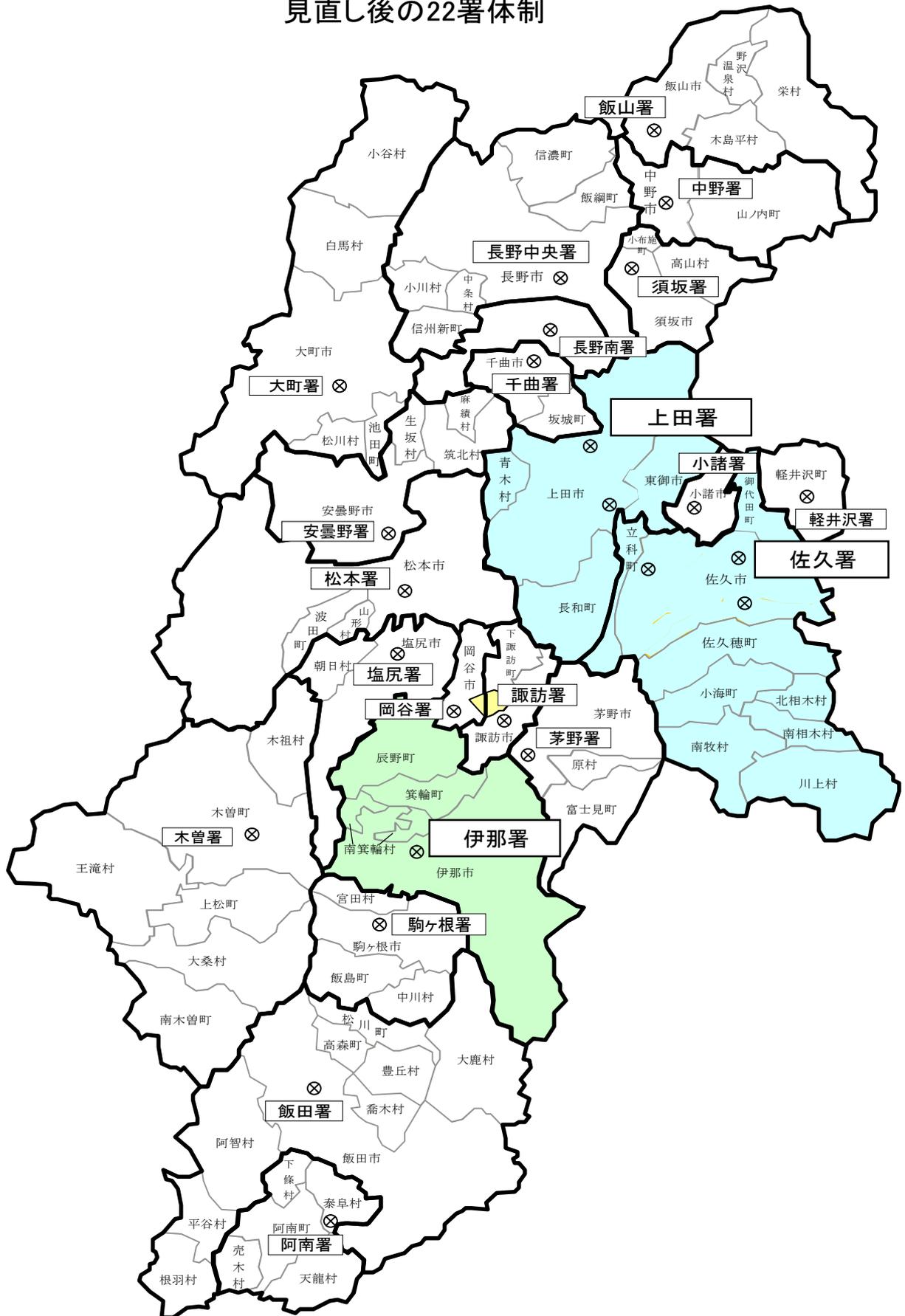
- 安曇野警察署  
東筑摩郡のうち麻績村、生坂村及び筑北村 安曇野市
- 大町警察署  
北安曇郡 大町市

(注5) 諏訪湖の区域の一部を指します。

**【管轄区域を変更する警察署】**

- 上伊那郡辰野町の区域を岡谷警察署の管轄区域から伊那警察署の管轄区域へ変更

# 見直し後の22署体制



(1) 警察署の見直し

上田警察署

旧上田市・旧真田町		旧東部町	
人口	132,727	人口	25,855
面積	358.63	面積	86.55
刑法犯認知件数	1,636	刑法犯認知件数	266
人身事故発生件数	875	人身事故発生件数	163

青木村	
人口	4,862
面積	57.09
刑法犯認知件数	15
人身事故発生件数	9

佐久警察署

旧佐久市	
人口	68,143
面積	192.62
刑法犯認知件数	852
人身事故発生件数	469

御代田町	
人口	14,331
面積	58.78
刑法犯認知件数	129
人身事故発生件数	70

丸子警察署

旧丸子町・旧武石村	
人口	28,016
面積	193.37
刑法犯認知件数	205
人身事故発生件数	163

長和町	
人口	7,288
面積	183.95
刑法犯認知件数	61
人身事故発生件数	36

望月警察署

旧浅科村・旧望月町	
人口	16,687
面積	148.16
刑法犯認知件数	86
人身事故発生件数	58

旧北御牧村	
人口	5,403
面積	25.75
刑法犯認知件数	30
人身事故発生件数	21

立科町	
人口	8,172
面積	66.82
刑法犯認知件数	55
人身事故発生件数	32

南佐久警察署

旧白田町	
人口	14,884
面積	83.21
刑法犯認知件数	105
人身事故発生件数	62

佐久穂町	
人口	12,957
面積	188.13
刑法犯認知件数	73
人身事故発生件数	43

南牧村	
人口	3,377
面積	133.10
刑法犯認知件数	25
人身事故発生件数	16

小海町	
人口	5,547
面積	114.19
刑法犯認知件数	31
人身事故発生件数	25

川上村	
人口	4,471
面積	209.61
刑法犯認知件数	29
人身事故発生件数	5

北相木村	
人口	888
面積	56.26
刑法犯認知件数	3
人身事故発生件数	1

<参考>

上田市	
人口	160,743
面積	552.00
刑法犯認知件数	1,841
人身事故発生件数	1,038

佐久市	
人口	99,714
面積	423.99
刑法犯認知件数	1,043
人身事故発生件数	589

東御市	
人口	31,258
面積	112.30
刑法犯認知件数	296
人身事故発生件数	184

南相木村	
人口	1,144
面積	66.03
刑法犯認知件数	7
人身事故発生件数	2

※面積(km<sup>2</sup>)は、国土地理院「全国都府県市区町村別面積」(H19.10.1現在)による。ただし、境界未定の市町村は、総務省「平成19年版全国市町村要覧」記載の概算数値を使用した。

※人口(人)は、「住民基本台帳」(H20.3.31現在)による。

※刑法犯認知件数、人身事故発生件数は、H18～H20中の3年平均値による。

ア 丸子警察署、望月警察署の一部（旧北御牧村）及び上田警察署を統合し、新上田警察署を設置

【見直しの概要】

- 丸子警察署、望月警察署の一部（旧北御牧村）及び上田警察署を統合し、上田市に上田警察署を置きます。
- 上田警察署は、小県郡、上田市及び東御市の区域を管轄します。
- 上田警察署は警察官数202人の警察署となり、夜間・休日におけるパトロールや初動警察活動の体制が強化されるほか、重大事件事故発生時には即時に大量の捜査員を投入することができるようになります。
- 丸子警察署管内の7駐在所と望月警察署管内（旧北御牧村）の2駐在所は引き続き配置します。
- 丸子警察署の庁舎は、上田警察署「依田窪庁舎」として運用し、警部の交番所長以下7人の「丸子警部交番」を設置します。
- 依田窪庁舎の丸子警部交番には、警察官7人に加え、交番相談員1人と運転免許証の更新事務等を担当する職員1人を配置します。同庁舎では、運転免許証の更新、再交付、記載事項変更の事務を引き続き行います。
- 同庁舎には、丸子警部交番のほか、自動車警ら隊等の本部執行隊18人を配置し、「上小地域警察機動センター」として運用します。

(ア) 現状

○ 市民との協働に支障

平成18年、上田警察署が管轄する旧・上田市及び小県郡真田町と、丸子警察署が管轄する同郡丸子町及び同郡武石村が合併し、新・上田市となったため、現在の上田市の区域は丸子警察署と上田警察署が分担して管轄しています。

また、16年、上田警察署が管轄する小県郡東部町と、望月警察署が管轄する北佐久郡北御牧村が合併し、東御市となったため、同市の区域は上田警察署と望月警察署が分担して管轄しています。

このようなことから、上田市における防犯活動及び交通安全活動は丸子警察署と上田警察署が分担し、東御市における防犯活動及び交通安全活動は上田警察署と望月警察署が分担して行っており、両市における市民と警察との協働に支障を来しています。

○ 丸子警察署の体制が脆弱

丸子警察署（警察官数39人）は県下で3番目に小さな警察署で、その当直体制は一当直勤務当たり4人です。そのため、管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動の体制が不十分です。

また、本署の捜査員の数が少なく、捜査員だけでは対応できない事件事故等が発生した場合には駐在所勤務員等を捜査や護送の業務に転用せざるを得ないため、駐在所の勤務員が不在状態になることが多くなっています。

(イ) 見直しに伴う措置

- 丸子警察署の管轄区域内には観光地が広範囲に存在し、多くの観光客が訪れるとともに、大型トラックの通行が多い幹線道路（国道152号、国道254号）が通っており、同署が統合されることにより、事件事故発生時に迅速な対応が困難となり、治安が低下するのではないかと懸念するご意見がありました。

今回の見直し後も、現在の丸子警察署管内の7駐在所と望月警察署管内（旧北御牧村）の2駐在所は引き続き配置するほか、丸子警察署の庁舎を上田警察署「依田窪庁舎」として運用し、警部の交番所長以下7人の「丸子警部交番」を設置します。

また、丸子警部交番には、警察官7人以外にも交番相談員1人と運転免許証の更新事務等を担当する職員1人を配置します。

さらに、同庁舎には、自動車警ら隊等の本部執行隊18人を配置し、「上小地域警察機動センター」として運用します。

これらの措置と新しい上田警察署のパトロール体制や捜査体制の強化により、事件事故発生時の迅速な対応等に万全を期します。

- 丸子警察署が交番になることにより運転免許証更新等の許認可事務の利便性が低下するのではないかと懸念するご意見がありました。

依田窪庁舎では、交通規制を伴わない道路使用許可に加えて、丸子警察署でこれまで行っていた運転免許証の更新や車庫証明事務を引き続き行います。

また、地域の催し物等で交通規制や事前打ち合わせ等を必要とする道路使用許可については、同庁舎に担当職員が出向き事前打合せを行うなどし、地域の方々の利便性について配慮します。

一方、銃砲の所持許可やその更新等については、最近の厳しい銃器犯罪情勢を踏まえ、上田警察署において行う必要がありますが、銃砲の一斉検査や各種講習については各地域で行うなど配慮します。

なお、運転免許証の更新については、東信地域における運転免許証の即日交付の事務を行う施設（東信運転免許サブセンター）設置後も、依田窪庁舎での更新事務を継続して欲しいとのご意見があったことから、運転免許業務のあり方を踏まえつつ検討を進めます。

（資料5「依田窪・川西・南佐久庁舎で取り扱う主な届出・許可事務」参照）

- このほか、警察と防犯協会や交通安全協会等の関係団体や住民との協力関係が希薄にならないようにして欲しいとのご意見がありました。

防犯協会、交通安全協会等の関係団体や住民の方と従来どおり緊密に連携して犯罪や交通事故防止に取り組んでいくことが重要であり、依田窪庁舎においても緊密な連携が図られるよう配慮します。

(ウ) 見直しの効果

○ 住民との協働が円滑化

小県郡、上田市及び東御市を上田警察署一署が管轄することによって、市町村や広域連合の区域との整合が図られます。これにより、市町村等との窓口が一本化することで連絡・連携をより緊密に行えるようになるとともに、管轄区域内の安全情報の一元的な発信が可能となり、防犯活動や交通安全活動を進める上で、市民との協働がよりスムーズに行えるようになります。

○ 警察力の強化

見直し後の上田警察署の警察官数は202人となり、新しい上田警察署管内全域にわたって、パトロールや初動警察活動の体制が強化されるほか、事件事故抑止のための街頭活動や重大事件事故が発生した際に即時に大量の警察官を投入することができるようになります。

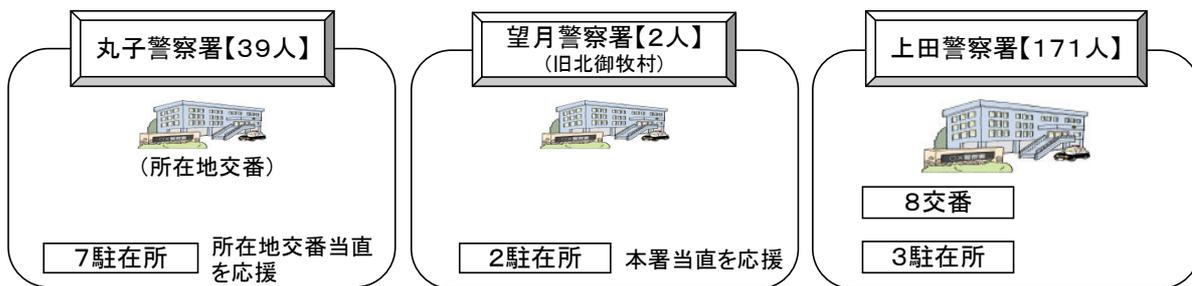
○ 駐在所勤務員の転用勤務の抑制

警察署の体制が増強されることにより、駐在所勤務員の転用勤務を抑制することが可能となり、所管区のパトロール等に充てる時間をより多く確保することができます。

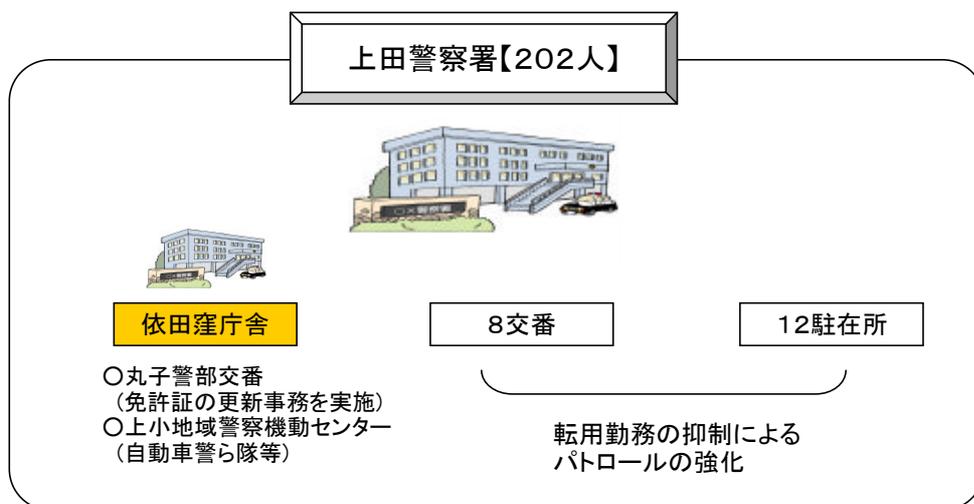
○ 管理部門から現場部門へのパワーシフト

統合により、丸子警察署の管理部門の警察官を地域警察官や捜査員として再配置することが可能となり、現場部門の強化につながります。

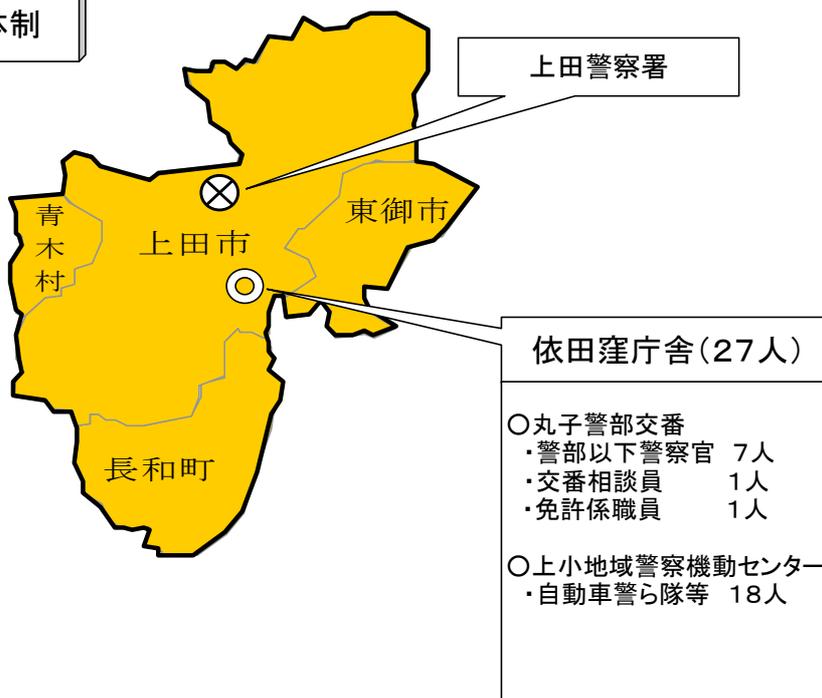
## 新上田警察署



## 見直し



## 依田窪庁舎の体制



イ 望月警察署（旧北御牧村を除く）、南佐久警察署及び佐久警察署を統合し、新佐久警察署を設置

【見直しの概要】

- 望月警察署（旧北御牧村を除く）、南佐久警察署及び佐久警察署を統合し、佐久市に佐久警察署を置きます。
- 佐久警察署は、北佐久郡立科町及び同郡御代田町、南佐久郡並びに佐久市を管轄します。
- 佐久警察署は警察官数178人の警察署となり、夜間・休日におけるパトロールや初動警察活動の体制が強化されるほか、重大事件事故発生時には即時に大量の捜査員を投入することができるようになります。
- 望月警察署管内（上田警察署管内となる旧北御牧村についてはアを参照）の8駐在所、南佐久警察署管内の1交番と10駐在所は引き続き配置します。
- 望月警察署と南佐久警察署の庁舎は、それぞれ佐久警察署「川西庁舎」、佐久警察署「南佐久庁舎」として運用します。
- 川西庁舎には、警部の交番所長以下7人の「望月警部交番」を、南佐久庁舎には、警部の交番所長以下7人の「臼田警部交番」を設置します。
- 川西庁舎の望月警部交番と南佐久庁舎の臼田警部交番には、それぞれ、警察官7人に加え、交番相談員1人と運転免許証の更新事務等を担当する職員1人を配置します。川西庁舎と南佐久庁舎では、それぞれ、運転免許証の更新、再交付、記載事項変更の事務を引き続き行います。
- 川西庁舎には、望月警部交番のほか、交通機動隊佐久分駐隊6人を配置します。また、同庁舎には、東信地域における運転免許証の更新等の利便の向上のため、更新時の運転免許証の即日交付が可能となる運転免許サブセンターの設置に向け、取組みを進めます。
- 南佐久庁舎には、臼田警部交番のほか、佐久警察署管内の地勢を考慮し、佐久警察署自動車警ら班12人を配置します。また、機動捜査隊等の本部執行隊11人を配置し、「佐久地域警察機動センター」としても運用します。

(7) 現状

○ 市民との協働等に支障

平成17年、佐久警察署が管轄する旧・佐久市、望月警察署が管轄する北佐久郡望月町及び同郡浅科村、並びに南佐久警察署が管轄する南佐久郡臼田町が合併し、新・佐久市となったため、現在の佐久市の区域は望月警察署、南佐久警察署及び佐久警察署が分担して管轄しています。

また、16年、上田警察署が管轄する小県郡東部町と、望月警察署が管轄する北佐久郡北御牧村が合併し、東御市となったため、同市の区域は上田警察署と望月警察署が分担して管轄しています。

このようなことから、佐久市における防犯活動及び交通安全活動は望月警察署、南佐久警察署及び佐久警察署が分担し、また、東御市における防犯活動及び交通安全活動は上田警察署と望月警察署が分担して行っており、両市における市民と警察との協働に支障を来しています。

さらに、望月警察署の管轄区域が上田地域広域連合と佐久広域連合にまたがっており、広域連合との連携にも円滑を欠くおそれがあります。

○ 望月警察署及び南佐久警察署の体制が脆弱

望月警察署（警察官数35人）は県下で2番目に小さな警察署で、その当直体制は駐在所勤務員を転用してようやく一当直勤務当たり4人を確保しています。

南佐久警察署（警察官数52人）は県下で8番目に小さな警察署で、その当直体制は一当直勤務当たり4人です。

そのため、両署は管轄区域のパトロールや夜間・休日における初動警察活動の体制が不十分です。

また、両署とも本署の捜査員の数が少なく、捜査員だけでは対応できない事件事故等が発生した場合には駐在所勤務員等を捜査や護送の業務に転用せざるを得ないため、駐在所の勤務員が不在状態となることが多くなっています。

○ 望月警察署の事件送致業務等が非効率

望月警察署は、佐久簡易裁判所が管轄する佐久市及び北佐久郡立科町と、上田簡易裁判所が管轄する東御市の一部を管轄していることから、事件の発生場所により事件を管轄する裁判所が異なり、事件送致業務及び護送業務が非効率となっています。

(イ) 見直しに伴う措置

○ 望月警察署の管轄区域内には、年間を通して多くの観光客が訪れる県内有数の観光地があり、また、立科町の地形は南北に細長く、警察署が遠くなることによって事件事故発生時に迅速な対応が困難となり、治安が低下するのではないかと懸念するご意見がありました。また、管内には、大型トラック等の交通量が多い国道142号が通っており、交通事故が増加するのではないかと懸念もありました。

今回の見直し後も、現在の望月警察署管内（上田警察署管内となる旧北御牧村についてはアを参照）の8駐在所を引き続き配置するほか、望月警察署の庁舎を佐久警察署「川西庁舎」として運用し、警部の交番所長以下7人の「望月警部交番」を設置します。

また、望月警部交番には、警察官7人以外にも交番相談員1人と運転免許証の更新事務等を担当する職員1人を配置します。

さらに、現在の望月警察署管内の交通情勢にかんがみ、交通事故防止とパトロールを強化するため、同庁舎に、交通機動隊佐久分駐隊6人を配置します。

これらの措置と新しい佐久警察署のパトロール体制や捜査体制の強化により、事件事故発生時の迅速な対応等に万全を期します。

なお、観光地である立科町については、冬期における観光地域のパトロール体制の強化についてもご要望がありましたが、これについても、体制が強化された新しい佐久警察署において、パトロールの強化に努めます。

- 南佐久警察署の管轄区域である南佐久郡は、奥が深く広い面積を有し、県境とも接しているため、警察署が更に遠くなることによって、事件事故発生時に迅速な対応が困難となるほか、パトロールも行き届かなくなり治安が低下するのではないかと懸念するご意見がありました。

今回の見直し後も、現在の南佐久警察署管内の1交番と10駐在所を引き続き配置するほか、南佐久警察署の庁舎を佐久警察署「南佐久庁舎」として運用し、警部の交番所長以下7人の「臼田警部交番」を設置します。

また、臼田警部交番には、警察官7人以外にも、交番相談員1人と運転免許証の更新事務等を担当する職員1人を配置します。

さらに、同庁舎には、管轄区域が広大となる佐久警察署の地勢を考慮し、佐久警察署自動車警ら班12人を配置するとともに、機動捜査隊等の本部執行隊11人を配置し、「佐久地域警察機動センター」としても運用します。(注6)

これらの措置と新しい佐久警察署のパトロール体制や捜査体制の強化により、事件事故発生時の迅速な対応等に万全を期します。

なお、中部横断自動車道の延伸が実現すれば、南佐久郡はこれまで以上に佐久市に近くなることから、このことを念頭に置いて警察活動を進めます。

- 望月警察署と南佐久警察署が交番になることにより運転免許証更新等の許可事務の利便性が低下するのではないかと懸念するご意見がありました。

川西庁舎と南佐久庁舎では、交通規制を伴わない道路使用許可に加えて、各警察署でこれまで行っていた運転免許証の更新や車庫証明事務を引き続き行います。

また、地域の催し物等で交通規制や事前打ち合わせ等を必要とする道路使用許可については、各庁舎に担当職員が出向き事前打合せを行うなどし、地域の方々の利便性について配慮します。

一方、銃砲の所持許可やその更新等については、最近の厳しい銃器犯罪情勢を踏まえ、佐久警察署において行う必要がありますが、銃砲の一斉検査や各種講習については各地域で行うなど配慮します。

(資料5「依田窪・川西・南佐久庁舎で取り扱う主な届出・許可事務」参照)

- 運転免許証の更新については、現在の望月警察署の庁舎に運転免許証の即日交付を行う東信運転免許サブセンターを設置して欲しいというご意見のほか、東信運転免許サブセンター設置後も、各庁舎において更新事務を継続して欲しいとのご意見がありました。

東信地域における運転免許証の更新の利便性の向上のため、東信運転免許サブセンターの川西庁舎への設置に向けて取組みを進めます。

また、東信運転免許サブセンターの設置後の各庁舎における更新事務の継続については、運転免許業務のあり方を踏まえつつ検討を進めます。

- このほか、警察と防犯協会や交通安全協会等の関係団体や住民との協力関係が希薄にならないようにして欲しいとのご意見がありました。

防犯協会、交通安全協会等の関係団体や住民の方と従来どおり緊密に連携して犯罪や交通事故防止に取り組んでいくことが重要であり、各庁舎においても緊密な連携が図られるよう配慮します。

(ウ) 見直しの効果

- 住民との協働が円滑化

佐久市及び南佐久郡の全域を佐久警察署一署が管轄することによって、市町村や広域連合の区域との整合が図られます。これにより、市町村等との窓口が一本化することで連絡・連携をより緊密に行えるようになるとともに、管轄区域内の安全情報の一元的な発信が可能となり、防犯活動や交通安全活動を進める上で、地域住民との協働がよりスムーズに行えるようになります。

- 警察力の強化

見直し後の佐久警察署の警察官数は178人となり、新しい佐久警察署管内全域にわたって、パトロールや初動警察活動の体制が強化されるほか、事件事故抑止のための街頭活動や重大事件事故が発生した際に即時に大量の警察官を投入することができるようになります。

- 駐在所勤務員の転用勤務の抑制

警察署の体制が増強されることにより、駐在所勤務員の転用勤務を抑制することが可能となり、所管区のパトロール等に充てる時間をより多く確保することができます。

- 管理部門から現場部門へのパワーシフト

統合により、望月警察署及び南佐久警察署の管理部門の警察官を地域警察官や捜査員として再配置することが可能となり、現場部門の強化につながります。

- 事件送致業務等が効率化

東御市の全域を上田警察署が管轄することから、警察署の管轄区域が裁判所管轄区域と整合し、事件送致業務及び護送業務の効率化が図られます。

(注6) 南佐久郡を管轄する警察署の配置についての検討結果

南佐久郡は、2町4村と多くの自治体を抱えている上、南北に長く、山梨県と境を接していることから、見直しに当たっては、同郡のみを管轄する警察署の設置を検討しました。

仮に同郡のみを管轄する警察署を置いたとすると、管内人口2万8,384人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で168件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で92件であり、いずれも長野市内の一部交番の

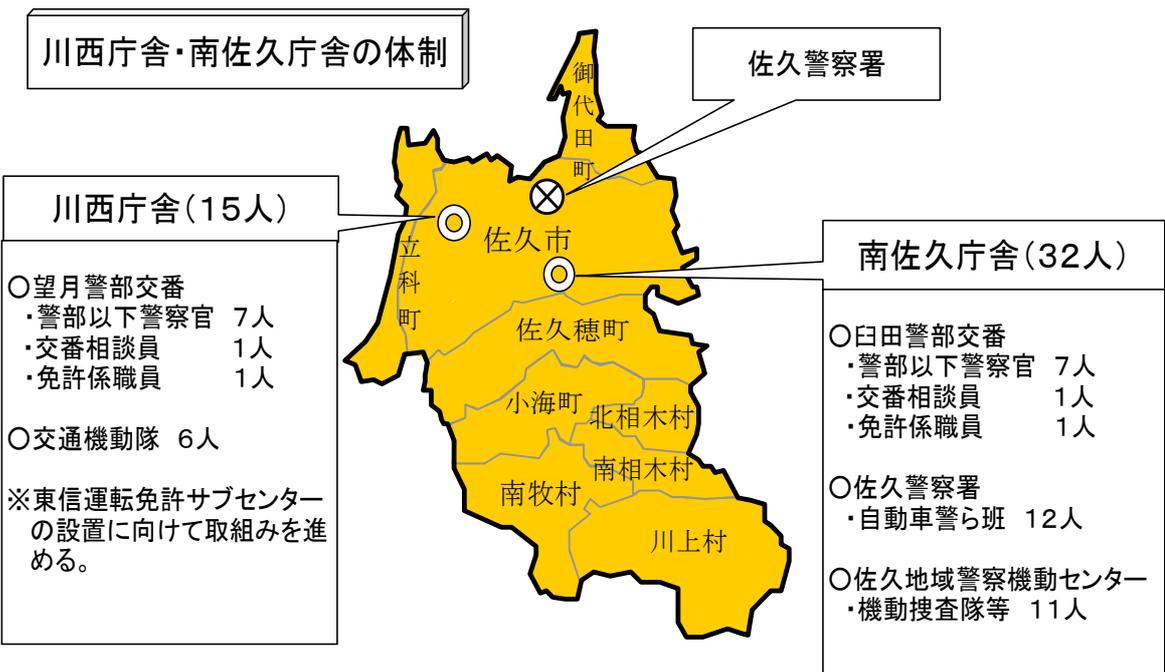
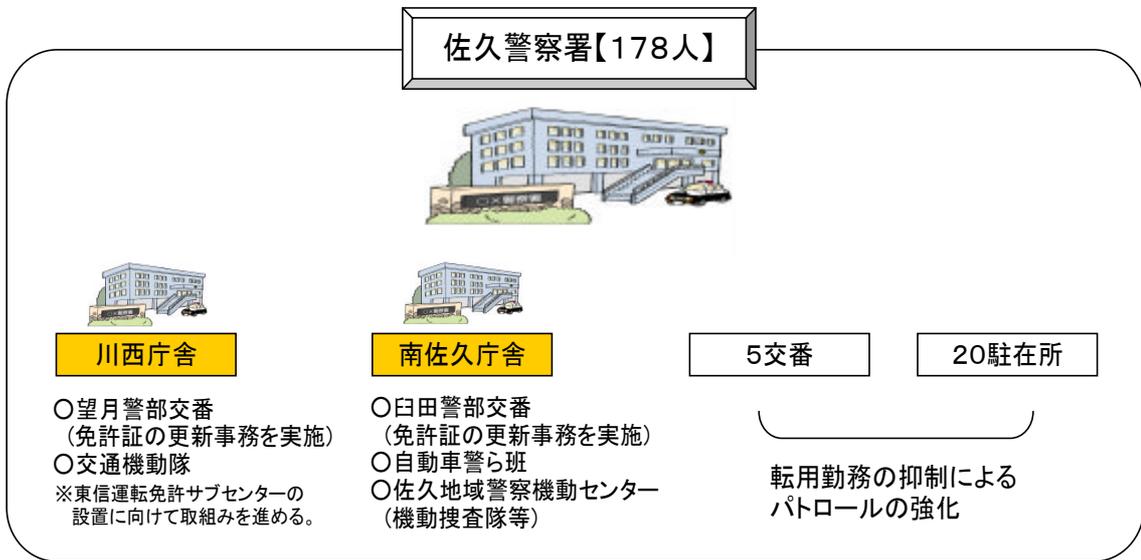
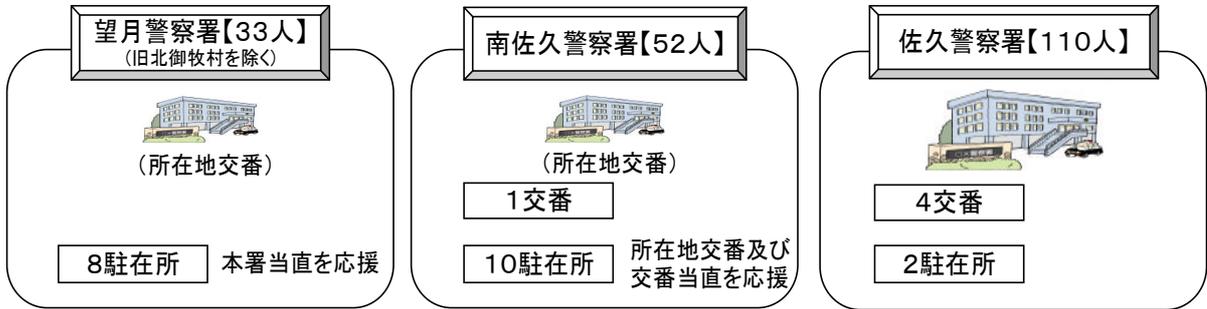
所管人口や取扱件数よりも少なくなっています。

しかも、上記の人口や事件事数件数を考慮すると、同郡のみを管轄する警察署は署員数30人弱（うち管理部門は署長以下8人程度）の小規模な警察署となり、管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動の体制が極めて脆弱なものとなる上、本署の捜査員だけでは対応できない事件事数等が発生した場合には駐在所勤務員等を捜査や護送の業務に転用せざるを得ないため、駐在所が不在状態になることが多くなってしまいます。

加えて、現在の南佐久警察署は佐久市内にあることから、警察署の管轄区域を分担しないで南佐久郡のみを管轄する警察署を配置しようとする、同郡内に新たな用地及び施設を確保する必要がありますが、本県には老朽化が著しい警察署、交番・駐在所が多数あり、厳しい県財政を考慮すると、新たな警察署の建設を優先させることは極めて困難です。

以上のとおり、同郡のみを管轄する警察署の配置は、管内住民の安全・安心を確保するために有効であるとはいえず、現時点では困難であると考えます。

# 新佐久警察署



## ウ 岡谷警察署で管轄している辰野町を伊那警察署の管轄に変更

### 【見直しの概要】

- 上伊那郡辰野町の区域を岡谷警察署の管轄区域から伊那警察署の管轄区域に変更します。
- 辰野町を伊那警察署の管轄区域に変更することにより、広域連合の区域との整合が図られ、住民と協働した活動を進めやすくなることとなり、警察力の強化につながります。
- 辰野町警部交番（所長以下警察官数8人）については、従来どおりの配置・運用とするほか、「南信警察機動センター」としての運用もこれまでと同じとします。

#### (ア) 現状

岡谷警察署は、諏訪広域連合に属する岡谷市と、上伊那広域連合に属する上伊那郡辰野町を管轄していますが、辰野町民は日常生活において、上伊那郡箕輪町民や伊那市民との交流が多くなっています。

また、岡谷警察署の管轄区域のうち、岡谷市は岡谷簡易裁判所が管轄し、辰野町は伊那簡易裁判所が管轄していることから、事件の発生場所により事件を管轄する裁判所が異なり、事件送致業務及び護送業務が非効率となっています。

#### (イ) 見直しの効果

- 住民との協働が円滑化

辰野町の区域を伊那警察署の管轄区域へ変更することによって、広域連合の区域との整合が図られ、住民と協働した防犯活動や交通安全活動が進めやすくなります。

- 事件送致業務等が効率化

岡谷警察署及び伊那警察署の管轄区域が裁判所管轄区域と整合し、事件送致業務及び護送業務の効率化が図られます。

#### (ウ) 見直しの後の体制

- 岡谷警察署

辰野町を伊那警察署の管轄区域に変更することに伴い、辰野町警部交番が伊那警察署に配置となることなどから、岡谷警察署の警察官数が減少するとともに、その管轄区域も岡谷市の区域のみとなります。

見直し後の同署の管轄人口は約5万人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で468件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で283件であり、見直し後の22警察署の中では刑法犯認知件数で16番目、人身交通事故発生件数で15番目となります。

見直し後の同署の当直体制については、一当直勤務当たり6人を確保することが可能であり、さらに、管内4交番（岡谷駅前交番、田中町交番、中央交番、長地交番）の当直体制も、一当直勤務当たり合計で7人ないし8人を確保することが可能であることから、管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動に支障を来すおそれはないと考えられます。

加えて、岡谷市は東海地震の防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法第3条）に指定されています。

これらのことから、引き続き同署を配置することとします。

#### ○ 伊那警察署

辰野町が管轄区域となることにより、広域連合の区域との整合が図られ、住民と協働した活動を進めやすくなることとなり、警察力の強化につながります。

なお、辰野町警部交番（所長以下警察官数8人）については、従来どおりの配置・運用とするほか、「南信警察機動センター」としての運用もこれまでと同じとします。

### (2) 東御市への警察署の配置についての検討

東御市は、平成16年4月、小県郡東部町と北佐久郡北御牧村が合併して誕生しました。同年12月、同市長から長野県議会に「東御警察署設置に関する請願」が提出され、17年9月、採択されました。

県警察では、上記請願が長野県議会により採択されたことを重く受け止め、東御市への警察署の配置について検討を重ねました。

#### ア 検討の経緯

##### (ア) 東御市のみを管轄する警察署を配置する場合

仮に東御市のみを管轄する警察署を置いたとすると、管内人口は約3万1,000人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で296件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で184件であり、いずれも長野市内の一部交番の所管人口や取扱件数よりも少なくなります。

しかも、上記の人口や事件事故件数を考慮すると、同市のみを管轄する警察署は署員数30人ないし40人程度（うち管理部門は署長以下8人程度）の小規模なものとなるほか、警察署の当直体制が一当直勤務当たり3人ないし4人となること及び警察署の配置に伴い現在の東御市交番（所長以下警察官数8人）の体制を縮小せざるを得ないことから、警察署の管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動の体制が極めて脆弱なものとなります。

加えて、本県には老朽化が著しい警察署、交番・駐在所が多数あり、厳しい県財政を考慮すると、新たな警察署の建設を優先させることは極めて困難です。

##### (イ) 東御市及び隣接する市町村を管轄する警察署を配置する場合

この場合は、東御市以外の隣接する市町村の治安情勢等によりますが、(ア)の

場合よりも、配置する警察署の署員数を多くすることができ、パトロールや夜間・休日における初動警察活動に要する体制を厚くすることが可能です。

しかし、仮に上田市の一部を管轄することとしたときは、新しい警察署は上田警察署とともに上田市の区域を分担して管轄することとなりますし、小諸市又は北佐久郡立科町を管轄することとしたときは、上田地域広域連合と佐久広域連合をまたいで管轄することとなり、いずれも市町村や広域連合との連携に支障を来すこととなります。

(ウ) 東御市を上田警察署が管轄する場合

上田市及び東御市を上田警察署一署が管轄することによって、市町村や広域連合の区域との整合が図られ、市民と連携した防犯活動や交通安全活動が進めやすくなります。

見直し後の上田警察署は警察官数202人の警察署となることから、新しい上田警察署管内全域にわたって、パトロールや夜間・休日における初動警察活動の体制が強化されるほか、重大事件事故が発生した際に即時に大量の捜査員を投入することができるようになります。

## イ 結論

現在の東御市の治安情勢等にかんがみれば、上記(ア)及び(イ)に掲げたような警察署の配置は、管内住民の安全・安心を確保するために有効であるとはいえ、現時点では困難であると考えます。そして、上記(ウ)に掲げたとおり、同市については上田警察署が管轄することが適当です。

しかしながら、県警察では、「東御警察署設置に関する請願」が長野県議会により採択されたことを踏まえ、東御市及びその周辺地域の治安情勢等の変化を踏まえつつ引き続き同市への警察署の配置について検討を行ってまいります。

### (3) その他の警察署

#### ① 長野中央警察署・長野南警察署

長野市については、長野中央警察署と長野南警察署が分担して管轄しており、長野市の行政区域と警察署の管轄区域が整合していないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

長野市は平成20年3月31日現在、人口約38万人を擁する県下最大の都市であり、周辺町村を含めると長野中央警察署が約29万人、長野南警察署が約12万人の管内人口を有しています。また、20年中における長野市内の刑法犯認知件数は県下最多の約4,700件で、松本市の約1.4倍となっています。

このようなことから、長野市を一警察署で管轄することは困難であり、仮に一警察署で管轄するとすれば500人程度の警察官が必要となり、業務管理及び人事管理を行う上で支障を来すことから、両署とも現行のまま存続させることとしました。

## ② 飯山警察署

飯山警察署（警察官数46人）は、県下で5番目に小さな警察署であり、警察署の当直体制が4人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署の管轄人口は約3万7,000人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で256件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で122件であり、見直し後の22警察署の中では刑法犯認知件数で20番目、人身交通事故発生件数で21番目となります。

一方、飯山市には、北陸新幹線の延伸に伴って同新幹線飯山駅の建設が決まり、公共施設の整備等を内容とする都市整備事業計画が進められています。

ところで、平成9年の長野新幹線の開通により佐久平駅が設置された佐久市における事件事故の発生状況を開通前（8年）と開通後（11年）で比較すると、刑法犯認知件数で380件、人身交通事故発生件数で54件それぞれ増加しています。

これらのことにかんがみれば、新幹線延伸後の飯山市においては、治安情勢が大きく変化する可能性があるため、市民と連携した防犯活動や交通安全活動を一層進めるとともに、警察力を確保しておく必要があります。

以上のことから、引き続き同署を配置することとしました。

## ③ 小諸警察署

小諸警察署（警察官数56人）は、県下で9番目に小さな警察署であり、警察署の当直体制が5人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署の管轄人口は約4万4,000人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で408件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で257件であり、見直し後の22警察署の中では刑法犯認知件数で18番目、人身交通事故発生件数で16番目となります。

また、同署の当直体制は一当直勤務当たり5人ですが、管内2交番（小諸駅前交番、美南交番）で一当直勤務当たり合計4人ないし5人を確保することが可能であり、管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動に支障を来すおそれは小さいと考えられます。

これらのことから、引き続き同署を配置することとしました。

## ④ 軽井沢警察署

軽井沢警察署（警察官数45人）は、県下で4番目に小さな警察署であり、警察署の当直体制が5人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署が管轄する軽井沢町は、全国有数の観光地であり、年間を通じて県下で最も多い約770万人(注7)の観光客が訪れる上、特に夏季シーズンには、約1万8,000人の人口が最大時20万人に増加します。

また、同町には、皇族や政府要人等が多数滞在することにかんがみれば、警備活動上も重要な拠点警察署です。

これらのことから、引き続き同署を配置することとしました。

(注7)長野県ホームページ「平成20年長野県観光地利用者統計調査結果」によります。

①軽井沢町 7,691,000人 ②善光寺 6,562,100人 ③上諏訪温泉・諏訪湖 4,217,800人

#### ⑤ 駒ヶ根警察署

駒ヶ根警察署（警察官数50人）は、県下で6番目に小さな警察署であり、警察署の当直体制が5人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署の管轄人口は約5万8,000人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で426件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で234件であり、見直し後の22警察署の中では刑法犯認知件数で17番目、人身交通事故発生件数で18番目となります。

また、同署の当直体制は一当直勤務当たり5人ですが、駒ヶ根駅前交番で一当直勤務当たり3人を確保することが可能であり、管轄区域内のパトロールや夜間・休日における初動警察活動に支障を来すおそれは小さいと考えられます。

さらに、管轄する駒ヶ根市、飯島町、中川村及び宮田村は東海地震の防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法第3条）に指定されています。

これらのことから、引き続き同署を配置することとしました。

#### ⑥ 阿南警察署

阿南警察署（警察官数26人）は、県下で最も小さな警察署であり、警察署の当直体制が3人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署は、東海地震の防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法第3条）に指定されている阿南町、天龍村、泰阜村及び下條村を管轄していますが、県の最南端に位置し、警察本部から最も遠隔地（約190km）にある上、隣接する飯田警察署からも車で約1時間の距離にあることから、地震等の発生に備えて警察力を確保しておくことが不可欠です。

これらのことから、引き続き同署を配置することとしました。

#### ⑦ 木曽警察署

木曽警察署（警察官数51人）は、県下で7番目に小さな警察署であり、警察署の当直体制が5人と一当直勤務当たり6人を確保できないことから、配置を見直すべきであるか否か検討しました。

同署の管轄人口は約3万2,000人、刑法犯認知件数は平成18年から20年までの3年間の平均で161件、人身交通事故発生件数は同じ期間の平均で149件であり、見直し後の22警察署の中では刑法犯認知件数で21番目、人身交通事故発生件数で20番目となります。

しかしながら、県下で2番目に広い管轄面積を有するとともに、警察本部から遠隔地（約124km）にあり、隣接する塩尻警察署からも車で約50分の距離にあることから、事件事故等の発生に備えて警察力を確保しておく必要があります。

また、同署は木曾広域連合唯一の警察署であり、木曾地域の治安を維持していく上で欠かせない拠点警察署です。

これらのことから、引き続き同署を配置することとしました。

#### ⑧ その他の警察署

中野、須坂、千曲、諏訪、茅野、飯田、松本、塩尻、安曇野及び大町の各警察署についても、配置の見直しを行うべきか否かを念のため検討しましたが、その管轄区域と市町村又は広域連合の区域との不整合はなく、かつ、現在の管内人口や事件事故の発生状況にかんがみ6人以上の当直体制を確保する必要があることから、引き続き配置することとしました。

### 3 不断の検証

県警察では、このたびの警察署の再編整備について、再編後の検証を県民の皆様のご意見等を聴きながら実施するとともに、社会情勢や治安情勢等の変化を踏まえ、警察署の配置、体制等について、不断に検証と見直しを行い、県民の皆様により質の高い安全・安心を提供するための組織づくりに取り組んでいきます。

## 第6 交番・駐在所再編整備の内容

### 1 基本方針

交番・駐在所におけるパトロール活動の強化と不在状態の解消を図り、地域に密着した活動を推進するため、事件事故の発生状況、面積、人口、隣接する交番・駐在所との距離、及び自治会や住民自治協議会など地域コミュニティの区域との整合を考慮した交番・駐在所の見直しを行い、限られた警察官を効果的に配置します。

### 2 見直しの基本的方向性

#### (1) 交番

##### ア 体制の強化

あり方懇話会の意見書（12ページ）のとおり、交番については、

- 夜間・休日においても、パトロールの実施と複数事案への対応をいづれも可能にするため、原則として日勤勤務の所長の下に一当直勤務当たり2人の勤務員による3交替制勤務が可能となる7人（所長1人＋その他の勤務員6人）以上の体制

とし、特に事件事故の取扱いや来訪者が多い交番については、

- 日勤勤務の所長の下に一当直勤務当たり3人以上の勤務が可能となる10人（所長1人＋その他の勤務員9人）以上の体制とします。

##### イ 交番の所管区と地域コミュニティの区域との整合

あり方懇話会の意見書（11ページ）のとおり、市町村及び地域住民との協働が円滑に行われるようにするため、交番の所管区を自治会や住民自治協議会など地域コミュニティの区域とできる限り整合させます。

ただし、市街化が進んだ地域について、その地域を一体的に所管させた方がその地域の治安維持に資すると考えられる場合には、パトカーの配備等により機動性が確保されることを条件として、複数の自治体や地域コミュニティを管轄する交番の配置も検討します。

##### ウ 市街地周辺駐在所の統合と交番の配置

あり方懇話会の意見書（12ページ）のとおり、市街地周辺の駐在所については、隣接する交番や駐在所との統合により規模の大きな交番の配置を検討します。

#### (2) 駐在所

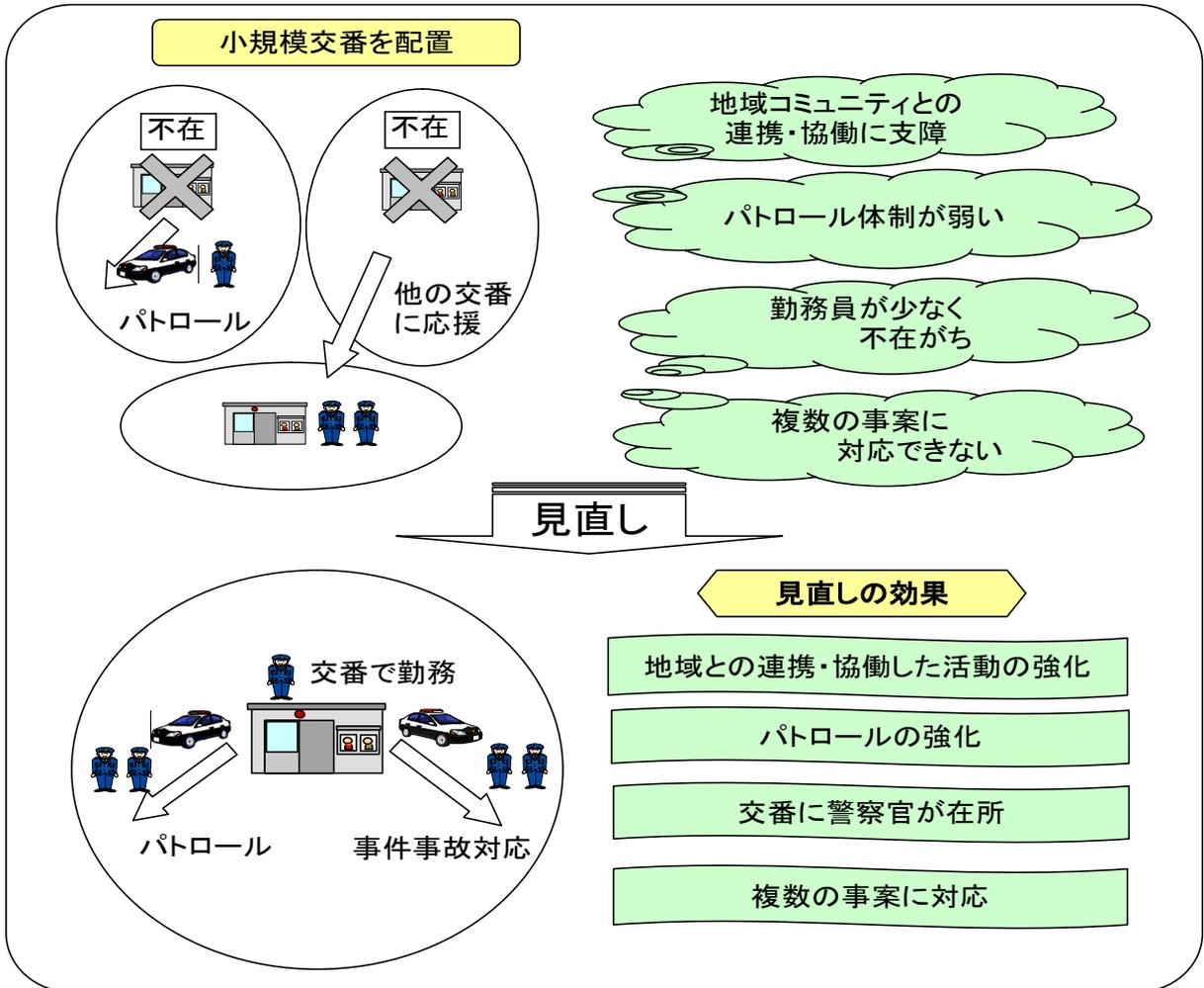
駐在所は、原則として1人の警察官が家族とともに居住し、地域に溶け込んだ活動を行うことによって治安の確保に努めており、その存在は、地域住民の大きな安心の拠りどころとなっています。

このようなことを踏まえ、あり方懇話会の意見書（12ページ）のとおり、警察署や隣接の交番等から離れ、治安が比較的安定している山間部については、引き続き駐在所を配置します。

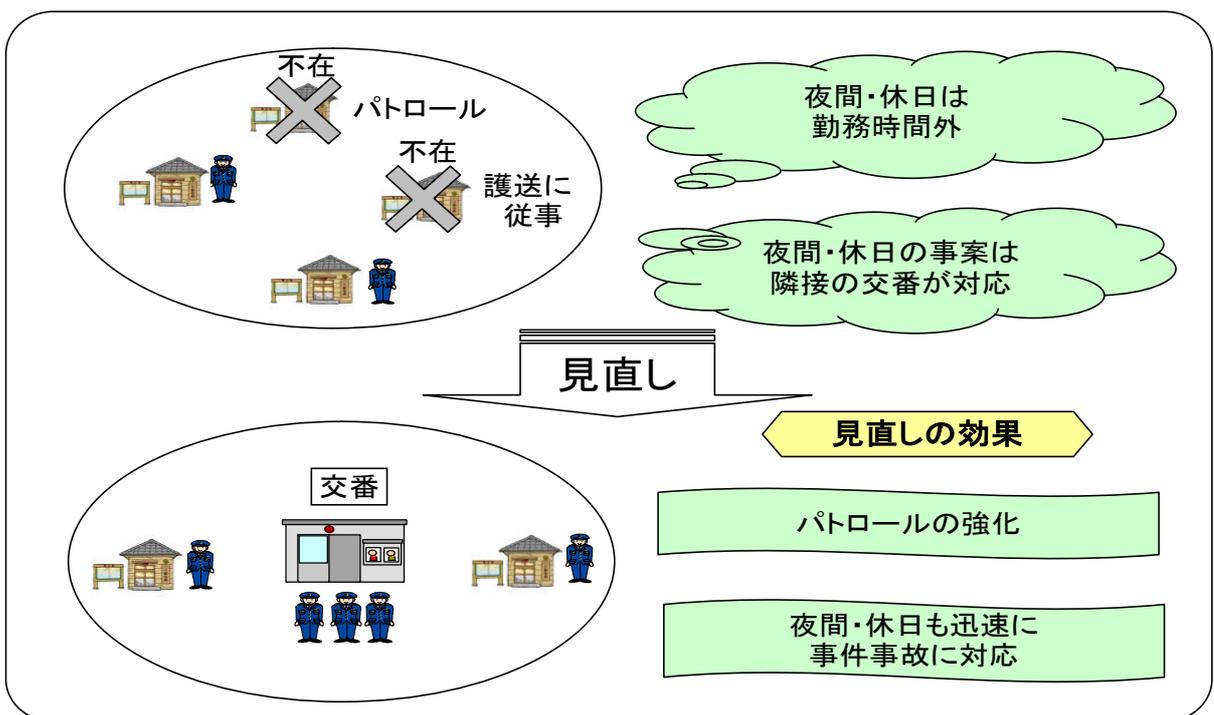
### 3 見直しの手順

見直しの対象となる交番・駐在所については、関係の自治体及び住民に対し見直し案をお示しした上、地元の理解が得られ、かつ、見直しに向けての準備が整ったものから順に、見直しを実行します。

## 市街地における交番の見直し



## 市街地周辺駐在所の見直し



## 第7 警察本部再編整備の内容

### 1 地域部門の機能の強化

#### (1) 地域部の新設

県民の最も身近で活動する地域警察官の能力の向上と初動警察活動の充実強化を図るとともに、警察署の活動を支援するため、平成22年4月に警察本部に地域部を設置することとします。

#### (2) 警察本部自動車警ら隊の充実

新設する警察本部地域部に自動車警ら隊を置き、また、その体制を増強して、東信・北信・中信及び南信の各ブロックに常駐させます。

自動車警ら隊は、24時間態勢で警察署の管轄区域にとらわれない広域パトロールを行い、パトロールや初動警察活動の体制が弱い地域をカバーします。

### 2 運転免許証の即日交付の推進

警察業務の一層の合理化・効率化を進め県民の利便性を向上させる観点から、現在、長野市及び塩尻市に配置されている運転免許証の即日交付のための施設を東信地域及び南信地域にも配置すべく、県全体の運転免許業務のあり方について検討を進めます。

東信地域については、「第5 警察署再編整備の内容 イ(イ)見直しに伴う措置(26ページ)」のとおり、現望月警察署庁舎(川西庁舎)への設置に向けて取組みを進めていきます。

### 3 警察本部執行隊の強化と効率的・効果的運用

犯罪が変化する中、警察署の管轄区域を越えた犯罪が多発し、警察署単位での対応に限界が生じていることから、広域的、専門的な事案への的確な対応を図るため、警察本部執行隊の体制を強化するとともに、治安情勢に応じて東信・北信・中信及び南信の各ブロックへの配置を検討します。

## 結 び

長野県警察では、警察組織の再編に当たり、独自の判断で行うことなく、広く県民のご意見を伺うため、平成20年6月以降、県内の有識者からなる「あり方懇話会」において、審議を重ねていただき、21年2月6日意見書の提出をいただきました。

そして、県警察では、あり方懇話会の意見書を基本的な指針として検討を重ね、21年5月12日「長野県警察の組織再編整備計画（案）」を公表し、パブリックコメントを行い、県民の皆様から210件のご意見をいただくとともに、関係する地域を中心に住民説明会等を7月末までに計72回開催し、延べ約3,000人の方に説明を行い、貴重なご意見やご要望を直接いただきました。

これらのご意見のほか、市町村等各方面から寄せられたご意見ご要望を踏まえ、再編整備計画について更に検討を行い、修正を加え、今回「長野県警察の組織再編整備計画（案）」を策定しました。

県警察では、この「長野県警察の組織再編整備計画（案）」に基づき、再編整備を進めてまいります。再編整備に当たっては、県民の方々のご理解とご協力が不可欠であり、本計画案について関係する自治体や住民の方々に引き続き説明するとともに、いただいたご意見やご要望を踏まえ、再編後の組織の効果的な運用と検証に努めてまいります。

## 資料 1

## 全国の警察署、交番・駐在所の設置状況

	警察署		増減	交番(所在地交番含む)		増減	駐在所		増減
	H10	H20		H10	H20		H10	H20	
北海道	67	69	2	332	311	-21	452	435	-17
青森	20	18	-2	60	49	-11	178	123	-55
岩手	17	17	0	48	47	-1	174	163	-11
宮城	25	24	-1	80	90	10	201	147	-54
秋田	17	15	-2	49	52	3	191	100	-91
山形	15	14	-1	53	42	-11	134	131	-3
福島	27	28	1	87	71	-16	155	165	10
警視庁	100	101	1	961	834	-127	237	254	17
茨城	27	28	1	87	93	6	265	243	-22
栃木	23	20	-3	72	76	4	204	196	-8
群馬	20	20	0	75	77	2	134	123	-11
埼玉	37	39	2	259	250	-9	144	125	-19
千葉	41	39	-2	237	242	5	238	246	8
神奈川	51	54	3	486	478	-8	147	139	-8
新潟	33	30	-3	117	125	8	270	222	-48
山梨	15	12	-3	40	28	-12	128	128	0
長野	25	25	0	87	91	4	202	172	-30
静岡	29	27	-2	215	206	-9	186	154	-32
富山	17	15	-2	60	60	0	95	93	-2
石川	15	15	0	69	70	1	120	112	-8
福井	14	12	-2	44	43	-1	97	96	-1
岐阜	25	22	-3	150	98	-52	128	140	12
愛知	46	46	0	379	389	10	223	179	-44
三重	18	18	0	51	62	11	229	145	-84
滋賀	15	12	-3	47	56	9	126	106	-20
京都	31	26	-5	204	188	-16	105	101	-4
大阪	64	64	0	605	607	2	47	46	-1
兵庫	52	48	-4	452	426	-26	276	275	-1
奈良	16	15	-1	65	69	4	131	110	-21
和歌山	14	14	0	70	60	-10	113	109	-4
鳥取	11	9	-2	24	16	-8	123	87	-36
島根	17	12	-5	26	26	0	186	178	-8
岡山	23	22	-1	103	108	5	207	195	-12
広島	27	28	1	164	167	3	225	141	-84
山口	27	20	-7	90	75	-15	186	179	-7
徳島	15	15	0	40	38	-2	154	121	-33
香川	16	13	-3	51	46	-5	118	107	-11
愛媛	19	16	-3	73	55	-18	183	166	-17
高知	16	16	0	40	30	-10	104	91	-13
福岡	40	40	0	275	222	-53	295	107	-188
佐賀	16	10	-6	44	39	-5	118	112	-6
長崎	25	23	-2	98	78	-20	193	128	-65
熊本	23	23	0	65	74	9	189	120	-69
大分	18	17	-1	40	38	-2	150	113	-37
宮崎	13	13	0	71	60	-11	123	111	-12
鹿児島	28	28	0	82	72	-10	203	205	2
沖縄	14	14	0	76	68	-8	84	83	-1
合計	1,264	1,206	-58	6,903	6,502	-401	8,171	7,022	-1,149

※ 所在地交番とは、警察署内に設置されている交番をいう。

警察署の活動

警察署

24時間365日事件事故等あらゆる事象に対応

<主な業務>

- 事件事故の捜査・検挙
- 交通指導取締り
- 自治体、住民等と協働した事件事故抑止
- 警察安全相談受理
- 留置業務
- 運転免許事務、銃砲所持許可申請等  
許認可事務(通常勤務時間に限る)

通常勤務

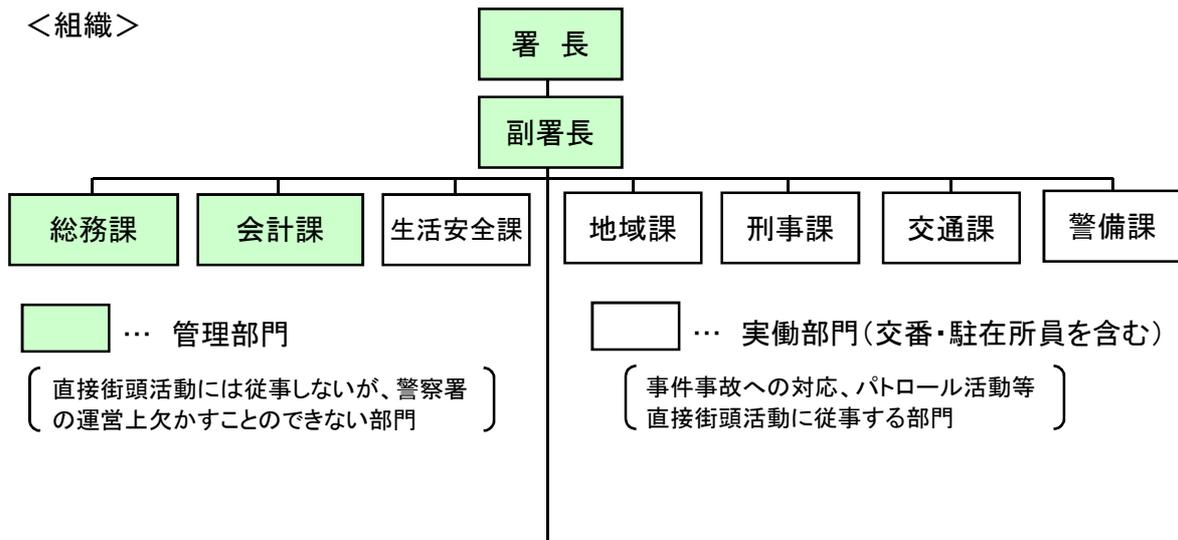
昼間  
8:30~17:15

当直勤務

夜間  
17:15~8:30  
及び休日

年間の約75%は当直体制で対応

<組織>



交番・駐在所

<主な業務>

- 所管区域のパトロール
- 全ての事象への初期的対応
- 巡回連絡等による地域住民の意見・要望の把握、安全情報の発信

交番

3交替制勤務  
24時間体制

駐在所

日勤勤務  
8:30~17:15  
(夜間・休日は勤務時間外)

夜間・休日は隣接交番が対応

資料 3

警察署別警察官の業務負担等の状況(H18～H20平均)

区分 署別	警察官 定員 (H21.4.1 現在)	面積			世帯数			人口			刑法犯認知件数			人身交通事故発生件数							
		(H19.10.1現在) (km <sup>2</sup> )	順位	負担量	(H20.3.31現在) (世帯)	順位	負担量	(H20.3.31現在) (人)	順位	負担量	(平成18～20年の3年平均) (件)	順位	負担量	(平成18～20年の3年平均) (件)	順位	負担量					
長野中央	307	900.43	5	2.93	20	113,523	1	369.78	6	289,634	1	943.43	8	3,426	2	11.16	4	1,700	2	5.54	7
飯山	46	631.09	8	13.72	5	12,156	22	264.26	22	36,983	20	803.98	20	256	22	5.57	21	122	23	2.64	24
中野	69	377.99	14	5.48	11	20,525	16	297.46	19	62,212	16	901.62	13	542	16	7.86	15	252	17	3.65	20
須坂	63	267.41	17	4.24	15	24,541	14	389.54	4	72,776	13	1,155.17	2	565	15	8.97	8	321	14	5.09	11
長野南	109	217.07	21	1.99	24	44,333	5	406.72	1	122,317	5	1,122.17	4	1,284	4	11.78	2	716	5	6.57	2
千曲	85	173.48	23	2.04	23	27,766	11	326.66	14	79,865	9	939.59	10	717	11	8.44	12	453	10	5.33	8
上田	171	502.27	10	2.94	19	62,387	3	364.84	7	163,444	3	955.81	7	1,919	3	11.22	3	1,047	3	6.12	4
丸子	39	377.32	15	9.67	7	12,810	20	328.46	13	35,304	21	905.23	12	276	20	7.08	19	199	20	5.09	10
望月	35	240.73	20	6.88	10	10,502	23	300.06	18	30,262	23	864.63	18	170	23	4.86	23	112	24	3.20	21
小諸	56	98.66	25	1.76	25	17,575	18	313.84	17	44,345	18	791.88	21	408	18	7.28	17	257	16	4.60	16
佐久	110	251.40	19	2.29	21	31,245	8	284.05	21	82,474	8	749.76	22	981	7	8.92	9	539	7	4.90	12
軽井沢	45	156.05	24	3.47	17	8,247	24	183.27	25	18,826	24	418.36	25	279	19	6.20	20	210	19	4.66	15
南佐久	52	850.53	6	16.36	2	15,242	19	293.12	20	43,268	19	832.08	19	274	21	5.26	22	154	21	2.96	22
茅野	84	454.30	11	5.41	12	29,534	9	351.60	9	79,183	10	942.65	9	629	13	7.48	16	434	11	5.17	9
諏訪	81	175.96	22	2.17	22	29,404	10	363.01	8	73,953	12	913.00	11	772	9	9.53	6	461	9	5.69	6
岡谷	84	254.16	18	3.03	18	27,748	12	330.33	12	75,647	11	900.56	14	601	14	7.16	18	373	13	4.44	18
伊那	114	794.83	7	6.97	9	39,338	6	345.07	10	109,744	6	962.67	6	953	8	8.36	14	509	8	4.47	17
駒ヶ根	50	384.43	12	7.69	8	19,876	17	397.52	2	58,663	17	1,173.26	1	426	17	8.53	11	234	18	4.69	13
飯田	140	1,550.56	1	11.08	6	53,896	4	384.97	5	158,565	4	1,132.61	3	1,178	5	8.42	13	834	4	5.95	5
阿南	26	378.63	13	14.56	4	5,348	25	205.69	24	14,250	25	548.08	24	69	25	2.65	25	43	25	1.64	25
木曾	51	1,546.26	2	30.32	1	12,607	21	247.20	23	32,561	22	638.45	23	161	24	3.16	24	149	22	2.92	23
塩尻	81	360.76	16	4.45	14	25,762	13	318.05	15	71,991	14	888.78	15	756	10	9.33	7	379	12	4.67	14
松本	284	1,003.71	4	3.53	16	97,828	2	344.46	11	247,370	2	871.02	17	3,530	1	12.43	1	1,865	1	6.57	3
安曇野	100	504.67	9	5.05	13	39,106	7	391.06	3	108,606	7	1,086.06	5	987	6	9.87	5	666	6	6.66	1
大町	74	1,109.53	3	14.99	3	23,485	15	317.36	16	64,563	15	872.47	16	650	12	8.78	10	302	15	4.08	19
計	2,356	13,562.23		5.76		804,784		341.59		2,176,806		923.94		21,810		9.26		12,329		5.23	

※面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積」(H19.10.1現在)による。ただし、境界未定の市町村は、総務省「平成19年版全国市町村要覧」記載の概算数値を使用した。

※人口及び世帯数は、「住民基本台帳」(H20.3.31現在)による。

※人身交通事故発生件数は、高速道路上の事故を除く。

※負担量は、警察官1人当たりの負担を示す。

資料 4

見直し後の22警察署別警察官の業務負担等の状況(H18~H20平均)

区分 署別	警察官 定員 (H21.4.1 現在)	面積			世帯数			人口			刑法犯認知件数				人身交通事故発生件数						
		(H19.10.1現在) (km <sup>2</sup> )	順位	負担量	順位	(H20.3.31現在) (世帯)	順位	負担量	順位	(H20.3.31現在) (人)	順位	負担量	順位	(平成18~20年の3年平均) (件)	順位	負担量	順位	(平成18~20年の3年平均) (件)	順位	負担量	順位
長野中央	307	900.43	8	2.93	17	113,523	1	369.78	7	289,634	1	943.43	8	3,426	2	11.16	3	1,700	2	5.54	7
飯山	46	631.09	9	13.72	4	12,156	20	264.26	19	36,983	19	803.98	17	256	20	5.57	20	122	21	2.64	21
中野	69	377.99	14	5.48	9	20,525	15	297.46	18	62,212	15	901.62	12	542	15	7.86	14	252	17	3.65	19
須坂	63	267.41	16	4.24	14	24,541	13	389.54	4	72,776	12	1,155.17	2	565	14	8.97	8	321	13	5.09	10
長野南	109	217.07	17	1.99	20	44,333	7	406.72	1	122,317	7	1,122.17	4	1,284	5	11.78	2	716	6	6.57	2
千曲	85	173.48	19	2.04	19	27,766	11	326.66	12	79,865	9	939.59	10	717	11	8.44	11	453	10	5.33	8
上田	202	905.34	7	4.48	12	77,017	3	381.27	6	204,151	3	1,010.65	7	2,225	3	11.01	4	1,267	3	6.27	4
小諸	56	98.66	21	1.76	21	17,575	18	313.84	15	44,345	18	791.88	19	408	18	7.28	17	257	16	4.60	15
佐久	178	1,316.91	3	7.40	8	55,169	4	309.94	16	150,601	5	846.07	16	1,395	4	7.84	15	784	5	4.40	16
軽井沢	45	156.05	20	3.47	16	8,247	21	183.27	22	18,826	21	418.36	22	279	19	6.20	19	210	19	4.66	13
茅野	84	454.30	11	5.41	10	29,534	9	351.60	10	79,183	10	942.65	9	629	13	7.48	16	434	11	5.17	9
諏訪	81	175.96	18	2.17	18	29,404	10	363.01	8	73,953	11	913.00	11	772	9	9.53	6	461	9	5.69	6
岡谷	68	85.14	22	1.25	22	20,342	16	299.15	17	53,894	17	792.56	18	468	16	6.88	18	283	15	4.16	17
伊那	130	963.85	6	7.41	7	46,744	6	359.57	9	131,497	6	1,011.52	6	1,086	7	8.35	13	599	8	4.61	14
駒ヶ根	50	384.43	12	7.69	6	19,876	17	397.52	2	58,663	16	1,173.26	1	426	17	8.53	10	234	18	4.69	11
飯田	140	1,550.56	1	11.08	5	53,896	5	384.97	5	158,565	4	1,132.61	3	1,178	6	8.42	12	834	4	5.95	5
阿南	26	378.63	13	14.56	3	5,348	22	205.69	21	14,250	22	548.08	21	69	22	2.65	22	43	22	1.64	22
木曾	51	1,546.26	2	30.32	1	12,607	19	247.20	20	32,561	20	638.45	20	161	21	3.16	21	149	20	2.92	20
塩尻	81	360.76	15	4.45	13	25,762	12	318.05	13	71,991	13	888.78	13	756	10	9.33	7	379	12	4.67	12
松本	284	1,003.71	5	3.53	15	97,828	2	344.46	11	247,370	2	871.02	15	3,530	1	12.43	1	1,865	1	6.57	3
安曇野	100	504.67	10	5.05	11	39,106	8	391.06	3	108,606	8	1,086.06	5	987	8	9.87	5	666	7	6.66	1
大町	74	1,109.53	4	14.99	2	23,485	14	317.36	14	64,563	14	872.47	14	650	12	8.78	9	302	14	4.08	18
計	2,329	13,562.23		5.82		804,784		345.55		2,176,806		934.65		21,809		9.36		12,330		5.29	

※面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積」(H19.10.1現在)による。ただし、境界未定の市町村は、総務省「平成19年版全国市町村要覧」記載の概算数値を使用した。

※人口及び世帯数は、「住民基本台帳」(H20.3.31現在)による。

※人身交通事故発生件数は、高速道路上の事故を除く。

※負担量は、警察官1人当たりの負担を示す。

※刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は3年平均値を使用していることから、これらの合計値は他統計と一致しない。

資料 5

依田窪・川西・南佐久庁舎で取り扱う主な届出・許可事務等

届出・許可事務等の内容		警察署	各庁舎 (※1)	
遺失物、拾得物の届出		○	○	
運 転 免 許 関 係	運転免許証の更新申請	○	○	
	運転免許証の再交付申請	○	○	
	運転免許証失効再取得申請	○	○	
	運転免許証の記載事項変更届出	○	○	
	運転免許の受験相談	○	○	
	原付講習の申し込み	○	○	
交 通 規 制 関 係	自動車保管場所証明申請	○	○	
	自動車保管場所標章申請、再交付申請	○	○	
	道路使用許可申請	交通規制、整理誘導を伴うもの(※2)	○	
		交通規制、整理誘導を伴わない小規模な工事等に係るもの	○	○
	車両の制限外積載許可申請(特定のものを除く)	○	○	
通行・駐車許可申請(所管区域内、7日以内のもの)	○	○		
生 活 安 全 関 係	銃砲所持許可申請、猟銃等講習受講申込等(※3)	○		
	火薬類運搬届、猟銃用火薬类等譲渡(譲受)許可申請等	○		
	風俗営業許可申請、深夜における酒類提供飲食店営業開始の届出等	○		
	古物商許可申請、変更の届出、許可証の書換申請等	○		
	警備業認定申請、検定申請等	○		
	金属くず商許可申請、許可証更新申請等	○		

(凡例) 「○」は左欄の届出・許可等について申請窓口が設けられていることを示す。

※1 各庁舎とは、依田窪庁舎、川西庁舎、南佐久庁舎を示す。

※2 道路使用許可申請のうち、地域の催し物等で事前に打ち合わせ等を必要とするものについては、各庁舎に担当職員が出向き事前打合せを行うなどし、地域の方々の利便性について配慮します。

※3 銃砲の一斉検査や各種講習については、各地域で行うなど配慮します。